

第二百四回国会  
衆議院

## 消費者問題に関する特別委員会議録

## 第三号

(一七〇)

令和三年四月六日(火曜日) 午前九時三分開議											
出席委員											
委員長 水岡 桂子君											
理事 穴見 陽一君 理事 伊藤 達也君											
理事 勝俣 孝明君 理事 武村 展英君											
理事 牧原 秀樹君 理事 尾辻かな子君											
理事 柚木 道義君 理事 古屋 範子君											
畦元 将吾君 理事 安藤 裕君											
伊藤信太郎君 理事 小倉 將信君											
門山 宏哲君 理事 神山 佐市君											
木村 弥生君 理事 小泉 土屋											
佐藤 明男君 理事 品子君											
富岡 勉君 理事 龍司君											
西田 昭二君 理事 展宏君											
船田 元君 理事 公親君											
青山 大人君 理事 山下 稲富											
大西 健介君 理事 中島 克仁君											
堀越 啓仁君 理事 吉田 統彦君											
伊佐 進一君 理事 畑野 君枝君											
串田 誠一君 理事 井上 一徳君											
同月三十一日											
特定商法による消費者被害をなくすために預託法及び特定商取引法並びに同法指針の改正並びに特定商取引法の執行強化を求める意見書(北海道釧路市議会)(第一五九八号)											
同月十七日											
特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の改正及び執行強化を求める意見書(横浜市議会)(第一三三八号)											
同月三十一日											
悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書(北海道士別市議会)(第一五九九号)											
同月三十一日											
○永岡委員長 これより会議を開きます。											
この際、井上国務大臣から発言を認められておりますので、これを許します。井上国務大臣。											
○井上国務大臣 消費者庁から今国会に提出いた											

しました消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案に関しまして、参考資料である参照条文に三か所の誤記がございました。

誤記があつたことにつきまして、おわびを申し上げます。  
今後このようないふうに、再発防止に万全を期してまいります。

○永岡委員長 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件について調査を進めます。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官成田達治君、内閣府地方創生推進事務局審議官佐藤朋哉君、消費者庁政策立案総括審議官津垣修一君、消費者庁審議官片桐一幸君、消費者庁審議官坂田進君、消費者庁審議官片岡進君、消防庁国民保護・防災部長荻澤滋君、文部科学省大臣官房学基盤審議官塙見みづ枝君、文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官寺門成真君、厚生労働省大臣官房審議官山本史君、農林水産省大臣官房危機管理・政策立案室総括審議官村井正親君、農林水産省大臣官房参事官大島英彦君、農林水産省生産局畜産部長渡邊毅君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○永岡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。伊藤達也君。

○伊藤(達)委員 おはようございます。自由民主党の伊藤達也でございます。

トップバッターですので、消費者庁の今日的な課題と在り方について、限られた時間でございますけれども、総括的な議論を是非させていただきたいと思います。

たいと思います。

な主体の協働も重要な課題と認識をしております。

こうした課題にスピード感を持つて対応するためには、庁内の体制の充実などの人事戦略も重要であります。

そこで、大臣は所信で、環境の変化に対応した取組というものをしっかりとやつていくんだと決意を表明されているわけでありますけれども、今後、経済社会の変化を踏まえて、消費者行政の司令塔としての機能を十分に発揮をしていくためには、権限やあるいは人事戦略を含んだ体制の強化にどのよう取り組んでいこうと考えておられるのか、大臣のお考えをまずお伺いをさせていただきます。

○井上国務大臣 伊藤筆頭には、福田政権時代から消費者行政に御尽力いただきまして、感謝を申し上げます。

福田内閣で閣議決定された消費者行政推進基本計画において示されたとおり、消費者庁は、従来の縦割り行政では消費者事故やトラブルに十分対応できなかつたという問題意識の下、これを打破し、消費者行政を一元化することで消費者保護を充実強化することを目的として、十二年前に設立をされました。

消費者保護の充実が引き続き重要なことは論をまちませんけれども、私としては、これにどどまらず、消費者がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与していく、このことにも不可欠な視点であると考えております。

そして、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、これまで各種法整備を含めた取組を進めときましたが、デジタル化など社会経済情勢は日々変化をしており、今後とも、消費者行政の司令塔としての機能を発揮しているのかどうか、いま一度大臣の視点で評価をしていただきたい決意をお伺いすることができました。

消費者庁発足の当時は、小さく産んで大きく育てるということが言われたわけでありますけれども、期待どおり大きく成長したのかどうか、十分に司令塔としての機能を発揮しているのかどうか、いま一度大臣の視点で評価をしていただきたい評価の下に、例えばデジタル化の対応についても、デジタル庁がこれから発足をいたしました。

消費者保護の充実が引き続き重要なことは論をまちませんけれども、私としては、これにどどまらず、消費者がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与していく、このことにも不可欠な視点であると考えております。

そして、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、これまで各種法整備を含めた取組を進めときましたが、デジタル化など社会経済情勢は日々変化をしており、今後とも、消費者行政の司令塔としての機能を発揮しているのかどうか、いま一度大臣の視点で評価をしていただきたい評価の下に、例えばデジタル化の対応についても、デジタル庁がこれから発足をいたしました。

消費者庁では、同法の附則第五条において、施行状況等を勘案し、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされていることなどを踏まえまして、消費者裁判手続特例法等に関する検討会を立ち上げ、本年三月二十四日にその第一回を開催したと

リーダーシップを発揮していただくことをお願い申し上げます。

それでは、具体的な課題について質問をさせていただかないと思います。

消費者庁設立の企画の段階で、今後の重要な課題の一つとして被害者救済の問題がございました。被害者救済については消費者団体訴訟制度を導入いたしましたが、今日までの効果と運用上の課題をどのように整理をされているのか、お伺いをしたいと思います。

また、法律では見直しを規定しているところでもあります、今後どのように見直しをしていくのか、検討の基本的な観点とスケジュールについて、これは消費者庁から御説明をいただきたいと思います。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。

消費者団体訴訟制度による被害回復につきましては、平成二十八年十月に施行されました消費者特定適格消費者団体に基づき、これまでに認定された裁判手続特例法に基づき、これまでに認定された消費者団体から申入れに対し、事業者が消費者に基づく訴えが、五事業者を被告として提起されています。

なお、訴えの提起をする前において、特定適格消費者団体からの申入れに対し、事業者が消費者に対し任意に返金をするというケースも見られます。

また、既に対象消費者の加入手続が進行している裁判事例について申し上げますと、当事者となつた特定適格消費者団体が対象消費者を延べ五千二百名と推計してはいたところ、実際に債権届出をしたのは五百六十三名分、債権の個数では八百九十一個にとどまつたという事例もございました。

消費者庁では、同法の附則第五条において、施行状況等を勘案し、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされていることなどを踏まえまして、消費者裁判手続特例法等に関する検討会を立ち上げ、本年三月二十四日にその第一回を開催したと

ころでございます。

今後、同法の運用状況を踏まえつつ、消費者にとっての利用のしやすさ、特定適格消費者団体の社会的意義、果たすべき役割等の多角的な視点から検討を進める予定でございます。

論点は多岐にわたり得るため、必ずしも一度に結論が出せるものではないと考えられますけれども、可能であれば今年の夏にも一定の結論が得られるようにしてまいりたいと考えております。

○伊藤(達)委員 しっかりと検討して、制度の充実に努めていただきたいと思います。

○伊藤(達)委員 しっかりと検討して、制度の充実次に、デジタル化の進展に対する対応についてお伺いをさせていただきたいと思います。

私は、自民党で競争政策を担当し、デジタルプラットフォーマーに対する競争政策上のルール作りについて今まで取り組んでもまいりました。

デジタルプラットフォーマーは、インベーショングの扱い手であり、世界中の経済社会のインフラを提供する重要な役割を果たしております。一方で、ネットワーク効果などにより独占化、寡占化しやすく、不公平な取引慣行やプライバシー侵害の温床になることが世界的にも問題視されているところであります。そこで、競争政策の一般法である独禁法を厳格に執行するために、体制の強化とともに各種のガイドラインを整備するとともに、事前規制として透明化法を昨年、制定、共同規制のアプローチで独禁法を補完して、デジタル市場の諸課題に対応をしております。

消費者行政においても、予防的効果を發揮するルールや制度を導入して、事後規制と組み合わせていくことが重要ではないかと考えますが、大臣の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○井上国務大臣 伊藤筆頭御指摘のとおり、デジタル化の進展などの消費者を取り巻く環境の変化を踏まえると、消費者被害を発生させた販売業者に対する行政処分などの事後の対応だけではなく、消費者被害を予防するための制度を整備していくことも重要であると考えています。

今国会に提出させていただいている取引デジタル

ルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案は、例えば、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、出品者の身元確認などの措置の実施や開示を努力義務として求める

とともに、官民協議会において悪質な販売業者に関する情報の共有を行えるようにするなど、悪質な販売業者が取引デジタルプラットフォームに参入し、消費者被害を発生させる事態の予防に資する仕組みも設けております。

新法を成立させていただいた暁には、これらの制度を十分に活用し、消費者被害の予防に努めてまいります。

○伊藤(達)委員 ありがとうございます。

これから、様々なインベーションが融合していく、新しいビジネスモデルあるいは商取引というものが次々に誕生していくと思います。それに合わせて、予想もし得ないような消費者被害も拡大をしていくことも考えられるわけでありますので、制度やルールというものを不斷に見直して、そして知恵を出して、経済社会の変化に対応するような取組を是非これからも進めていただきたいと思います。

さらに、消費者行政からの要請と、そして競争政策上の要請がぶつかった場合の対応についてお伺いをしたいと思います。

○伊藤(達)委員 デジタルプラットフォーマーに対する司令塔としては、既に、デジタル市場競争本部が存在をしております。デジタルプラットフォーマー側からしますと、消費者行政の視点からの規制が競争政策上の透明性あるいは公正性のルールとぶつかる可能性もあるのではないか、そのことに対する懸念の声も聞こえてまいります。

そこで、司令塔同士がどのような形で調整をしていくのか、その点について、これは政府の方から考え方を説明していただきたいと思います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、デジタルプラット

点、消費者保護の観点、様々な視点からの施策を講じていかなければなりません。

こうした点を踏まえ、例えば、昨年成立了いたしました、いわゆるプラットフォームと事業者の関係に着目した取引透明化法、こちらにおきましての対応も整備されております。

具体的にですが、取引透明化法におきましては、例えば、プラットフォーム事業者がお店者に対して出品停止を要請するといったような行為がある場合に、出店者に対して、その内容、理由を開示するという義務がかけられておりますけれども、かえって開示することによって手口が巧妙化するといったようなことで消費者の利益を害するおそれがあるような場合には、開示しなくていいといった例外なども設けております。

いずれにしましても、御指摘のとおり、プラットフォーム事業者による規律につきましては、こうした制度設計の面はもちろん、運用面も含め、様々な観点から適切にバランスが取れた形で実行できるようにしていくことが重要だというふうに考えております。

一昨年九月に、我々は、デジタル市場のルール整備の司令塔として創設されましたデジタル市場競争本部におきまして、まさに消費者政策担当大臣も含めた関係大臣も議員になつていただいております。デジタルプラットフォーマー側からしますと、消費者行政の視点からの規制が競争政策上の透明性あるいは公正性のルールとぶつかるこのように考えております。

○伊藤(達)委員 それでは、もう一問お伺いをさせていただければと思います。

デジタル化を活用し、身近なサービスとして消費者生活相談がより充実するよう、相談現場である全国の消費生活センターの声も聞きながら、国民生活センターと連携して具体化してまいります。

○伊藤(達)委員 それでは、もう一問お伺いをさせていただければと思います。

災害時やあるいは新型コロナウイルス感染症対策に関連をした悪徳商法、これが横行し、消費者の方々は大変不安に思つておられます。こうした消費者の方々の相談に対する的確に対応をしていくためにも、国民生活センターなどの機能の向上、あるいは連携の強化が必要だと考えますが、どのように支援をしていくことをお考えになられているのか、お伺いをしたいと思います。

所信において、PICO-NETのデジタル改革やSNSの活用の積極的推進を挙げておられます

が、どのように進めていくこととされているのか、その際、国民生活センターや消費生活センターとのように連携をしていくというふうにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○井上国務大臣 経済のデジタル化の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費者が相談しやすい環境の整備や、新型コロナウィルス感染症への対応、また相談現場における負担軽減などの課題を克服するために、消費生活相談のデジタル化を進める必要があります。

このため、SNSやテレビ会議システムの活用など、全国の消費生活センターのデジタル化を支援すると同時に、国民生活センターと連携し、より抜本的な視点で消費生活センターをつなぐPICO-NETのデジタル改革を進めてまいります。

改革を進めるに当たっては、一、利便性の向上など、消費者のことを第一に考える、二、相談現場の負担軽減や相談情報の有効活用につなげる、三、デジタルに不慣れな方への配慮を忘れないといったことが重要と考えています。

○伊藤(達)委員 それでは、もう一問お伺いをさせていただければと思います。

災害時やあるいは新型コロナウイルス感染症対策に関連をした悪徳商法、これが横行し、消費者の方々は大変不安に思つておられます。こうした消費者の方々の相談に対する的確に対応をしていくためにも、国民生活センターなどの機能の向上、あるいは連携の強化が必要だと考えますが、どのように支援をしていくことをお考えになられているのか、お伺いをしたいと思います。

○井上国務大臣 災害時や新型コロナ感染症対策に連携した悪徳商法に対する規律、これにつきましては、競争政策の観点、あるいは個人情報保護の観点

センター、国民生活センターと連携して相談機能の確保を図っています。

相談対応については、まずは市区町村の消費者センターが行うことになりますが、被災した場合には、都道府県の消費生活センター、国民生活センターがバックアップ相談などを行う体制を整えています。

また、これでも災害時などには、国民生活センターに休日も稼働する特設のホットラインを開設しており、今般の新型コロナワクチンに関連した悪徳商法などに対しても、新型コロナワクチン詐欺消費者ホットラインを開設し、対応を強化しております。

災害時には、消費者の不安につけ込む悪徳商法などが発生するおそれがあることから、消費生活相談の機能の確保が重要になると考えており、今後も、デジタル改革を通して相談体制の強化を進めています。

○伊藤(達)委員 どうもありがとうございました。実は先月、福田元総理にお会いをいたしました。福田総理は、今でも、消費者行政に關係する有識の方々と定期的にお会いになられていて、消費者行政の課題を把握しながら、何らかのお役に立ちたいという気持ちで取組をされておられました。

福田政権のときには、御承知のとおり年金記録問題がございました。行政の上から目線の体質、これを何としても変えていかなければいけない、そのためにも、国民との接点を大切にする新しい組織というものを誕生させて、そして国民が主役になる、そういう社会を実現していくんだということをお話しになられておられました。

是非、井上大臣にも、この生みの親であります福田元総理の思いを共有していくべきことができるよう、国民のための消費者行政を、推進を力強くし

ていただきたいと思います。

最後に、そのための取組について、大臣の御決意をお伺いすることができれば幸いです。お願いいたします。

○井上国務大臣 福田総理の思い、あるいは福田政権時代のお話、大変貴重なお話を聞かせていただたと受け止めさせてもらいました。

やはりまだ、消費者庁も十二年目であつて、これから様々な新しい課題も出てきてまいりますから、そういうことに対して、やはりおつしやるよう、消費者目線で、消費者の立場に立つてしっかり消費者を応援していく、そういう立場でこれからもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○伊藤(達)委員 ありがとうございます。これまでよりもより一層厳しい対策が必要とも感じております。

○永岡委員長 次に、畦元将吾君。

○畦元委員 本日は、質疑の時間をいたさないで、これまで私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○永岡委員長 次に、畦元将吾君。

最初に、今国会に提出された二本の法律案について質問させていただきます。

所信表明にもございましたが、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益保護に関する法律案と、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案の両法律案、成立を目指されていました。

一つ目の法律案は、国民の消費者生活にとって重要な基盤となっている取引デジタルプラット

フォームにおいて、危険商品の流通などの消費者被害が発生していることに鑑み、危険商品の販売停止の要請に関する制度を設けるなどにより消費者の利益を保護するものです、二つ目の法律案は、詐欺的な定期購入商法対策や、販売を伴う預託等取引の原則禁止など、消費者の脆弱性につけて、消費者の期待に応えていくことができるよう

込む悪質商法に対する抜本的な対策強化を図るものと表明されています。

消費者の立場を考えた重要な法律案であると必要も強く、私も感じております。

多くの消費者、特に高齢者は、急速に進化したデジタルプラットフォームを含むデジタル化に順応していくことが大変な苦労や大きな不安を感じていることが予測されます。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、仕事や日常生活において急速にデジタル化が進み、社会が大きく変わりました。悪質商法や詐欺は日ごとに巧妙になつており、抜け道を考えてくるので、イタチごっこにはなると思いますが、しっかりととした対策をお願いいたします。また、デジタル化を利用した悪質業者には、今までよりもより一層厳しい対策が必要とも感じております。

つきまして、二つの法律案について具体的な取組を教えていただけますか。また、二つの法律案が施行されることにより、具体的にどのような効果が期待できるのでしょうか。特に、高齢者に対して、また医療を求める高齢者に対して、どのような期待ができるのでしょうか。加えて、この法律案の施行に際し、どのように 국민に周知させていくのでしょうか。その辺を井上大臣にお教えいただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

○井上国務大臣 取引デジタルプラットフォームは、新しい生活様式の下で、消費者の日常生活に不可欠な取引基盤としての地位を確立しつつありますけれども、危険商品が流通したり、販売業者が特定できず紛争解決が困難となるなどの問題も発生しております。

こうした状況に鑑みて、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案では、取引の場の提供者である取引デジタルプラットフォームにおいて、危険商品の販売

停止の要請に関する制度を設けるなどにより消費者被害が発生していることに鑑み、危険商品の販売停止の要請に関する制度を設けるなどにより消費者被害が発生していることに鑑み、危険商品の販売

めの特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案は、高齢化や新型コロナの影響により消費者を取り巻く環境が大きく変化する中で、消費者の脆弱性につけ込む巧妙な悪質商法による被害が増加していることに対応します。

具体的には、特定商取引法の改正において、通信販売における詐欺的な定期購入商法対策として、定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化などを用うとともに、送りつけ商法対策として、売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が直ちに返還請求できなりようにするなどの措置を講じ、また、預託法の改正において、販売預託の原則禁止などの措置を講ずるもので

ます。兩法案は、デジタル分野における新たな消費者トラブルの抑止や、悪質商法に対する抜本的な対策強化、消費者の利便性の向上のために非常に重要なものであり、早期の成立に万全を期したいと思います。

また、兩法案が成立した暁には、日常生活に密接に関連する法律でもあり、施行までの間に周知についても万全を期してまいります。

○畦元委員 井上大臣、ありがとうございます。

デジタル化に慣れていない高齢者に重要な医療関係などもデジタル化が進んでおります。思つても、なかなかこなすことが発生するとも思つておりますので、どうか、常に迅速に対応できる体制づくりをよろしくお願ひいたします。

○畦元委員 井上大臣、ありがとうございました。

デジタル化に慣れていない高齢者に重要な医療

関係などもデジタル化が進んでおります。思つても、なかなかこなすことが発生するとも思つておりますので、どうか、常に迅速に対応できる体制づくりをよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症への対応として、ワクチン接種をかたる詐欺や、新型コロナウイルス感染症に効くと称する不当表示が問題になつておられます。これらを含め、様々な不当表示や悪質商法に対し、景品表示法、特定商取引法などの所管法令を厳正かつ適切に執行することにより、消費者被害を防止し、公正で信頼ある消費者取引を実現していくとの表明を伺いました。

新型コロナウイルス感染症や灾害などの有事に要請する仕組みなどを設けます。

<p>便乗した不当表示や悪質商法は、国民の命に関わる場合もございます。景品表示法や特定商取引法などにより、更なる厳正な取締りの強化が求められると思っております。</p> <p>この法律につきまして、具体的な取締り、取組、国民への周知など、具体的に教えていただけますでしょうか。先ほど伊藤先生の方と少しかぶりますが、私も医療人でございますので、またそちらの方も併せてよろしくお願ひいたします。消費者庁にお聞きします。</p>
<p>○片桐政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス等への予防効果等を標榜する不当表示につきましては、景品表示法に基づく指導及び措置命令により厳正に対処してきたところです。</p>
<p>また、委員御指摘のとおり、これは国民の生命にも関わる重要な問題であるため、健康食品、マスク、オンライン発生器、除菌スプレーなどのインターネット広告に対して、緊急監視によって迅速に対応したほか、消費者が感染予防等について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、携帯型空間除菌用品、健康食品、除菌スプレー、抗体検査キットなどの広告について注意喚起、関係省庁等が連携し、消毒剤等の選び方の周知なども実施しているところでございます。</p>
<p>さらに、感染症の拡大や災害時には消費者への積極的な情報提供や相談対応も必要であることから、テレビCMやSNS等も活用した情報発信、専用のホットラインの開設等による相談体制の強化などにも取り組んでいるところでございます。</p>
<p>また、大臣からも積極的な情報発信をしていただけでおりまして、例えば、先日、三月二十六日の記者会見において、新型コロナウイルスの検査キットについての注意を呼びかけていただき、マスコミ各社にも広く報道いたいたところです。引き続き、新型コロナウイルス等への予防効果等を標榜する不当表示や悪質商法に対しまして、関係法令を厳正かつ適切に執行するとともに、消費者向け注意喚起を積極的に行い、消費者被害の</p>
<p>○片岡政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス等への予防効果等を標榜する不当表示につきましては、景品表示法に基づく指導及び措置命令により厳正に対処してきたところです。</p>
<p>また、委員御指摘のとおり、これは国民の生命にも関わる重要な問題であるため、健康食品、マスク、オンライン発生器、除菌スプレーなどのインターネット広告に対して、緊急監視によって迅速に対応したほか、消費者が感染予防等について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、携帯型空間除菌用品、健康食品、除菌スプレー、抗体検査キットなどの広告について注意喚起、関係省庁等が連携し、消毒剤等の選び方の周知なども実施しているところでございます。</p> <p>さらに、感染症の拡大や災害時には消費者への積極的な情報提供や相談対応も必要であることから、テレビCMやSNS等も活用した情報発信、専用のホットラインの開設等による相談体制の強化などにも取り組んでいるところでございます。</p>
<p>また、大臣からも積極的な情報発信をしていただけでおりまして、例えば、先日、三月二十六日の記者会見において、新型コロナウイルスの検査キットについての注意を呼びかけていただき、マスコミ各社にも広く報道いたいたところです。引き続き、新型コロナウイルス等への予防効果等を標榜する不当表示や悪質商法に対しまして、関係法令を厳正かつ適切に執行するとともに、消費者向け注意喚起を積極的に行い、消費者被害の</p>
<p>○片岡政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス等への予防効果等を標榜する不当表示につきましては、景品表示法に基づく指導及び措置命令により厳正に対処してきたところです。</p>
<p>また、委員御指摘のとおり、これは国民の生命にも関わる重要な問題であるため、健康食品、マスク、オンライン発生器、除菌スプレーなどのインターネット広告に対して、緊急監視によって迅速に対応したほか、消費者が感染予防等について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、携帯型空間除菌用品、健康食品、除菌スプレー、抗体検査キットなどの広告について注意喚起、関係省庁等が連携し、消毒剤等の選び方の周知なども実施しているところでございます。</p> <p>さらに、感染症の拡大や災害時には消費者への積極的な情報提供や相談対応も必要であることから、テレビCMやSNS等も活用した情報発信、専用のホットラインの開設等による相談体制の強化などにも取り組んでいるところでございます。</p>
<p>また、大臣からも積極的な情報発信をしていただけでおりまして、例えば、先日、三月二十六日の記者会見において、新型コロナウイルスの検査キットについての注意を呼びかけていただき、マスコミ各社にも広く報道いたいたところです。引き続き、新型コロナウイルス等への予防効果等を標榜する不当表示や悪質商法に対しまして、関係法令を厳正かつ適切に執行するとともに、消費者向け注意喚起を積極的に行い、消費者被害の</p>

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。

成年年齢引下げを見据えた消費者教育の充実につきましては、平成三十年二月に、令和二年度までの三年間を集中強化期間とする。若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムを関係四省庁で取りまとめて、全国の全ての高校等で実践的な消費者教育が行われることを目標に掲げて、これまで取組を行ってきたところでございます。

成年年齢引下げの施行まであと一年となる中で、若者に対して、消費生活上の契約、家計管理等に関する教育、また、消費者被害防止に資する教育の取組を更に強化するため、成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンを三月二十二日に取りまとめ、決定をして、地方公共団体、大学など、また関係団体、メディア等を巻き込んだ重層的な取組を関係四省庁が連携して行うこととしたところでございます。

具体的な取組といたしましては、地方公共団体、大学等への働きかけ、それから、消費者団体、事業者団体等の関係団体への働きかけ、そして、イベント、メディアを通じた周知、さらに、動画や教材、リーフレットなどコンテンツの充実、活用の促進の四本の柱に基づいて取組を進めることになつてございます。

このうち、例えばイベントやメディアを通じた周知につきましては、若者はSNS等を活用する機会が非常に多いことから、若者に直接的に情報を届けるため、SNS等を活用した情報発信等にも積極的に取り組むこととして、消費者庁ウェブサイトに、十八歳から大人特設ページを作成するとともに、「消費者庁」「十八歳から大人」といったアカウントを開設して、若者に消費者として知つていただきたい情報を発信することとしています。加えて、消費者月間や若者が多く集まるイベントなどの機会を捉えて、積極的に情報発信もしていきたいというふうに考えてござります。

成年年齢引下げまでの最終年度として、関係四

省庁で一丸となつて、若者への消費者教育に向け取り組んでまいりたいというふうに考えてござります。

○睦元委員 ありがとうございました。

全てに関係するとは思いますが、国民へのPRは大変重要なとおもいますので、今後とも引き続きよろしくお願ひします。

これは質問ではないんですが、最後にちょっと一つだけお話をさせておきたかったんですが、私も

実際遭つてしまつたんですが、インターネットによる消費者購入が当たり前の世の中になつております。実物を見ないで購入することもあり、消費者が購入前、購入後に問合せをしたいというケー

スは増えています。しかしながら、商品販売元に対する問合せはメールやチャットの場合が多く、問合せ画面も簡単に見つけられないよう

ユーザーインターフェースも少なくないよう思っています。真っ当な商売をしている企業も、評判を下げないためにも、消費者が問合せをしやすい体制を改めて整えていただきたいと思つております。よろしくお願ひします。

時間になりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○永岡委員長 次に、古屋節子君。

○古屋(範)委員 おはようございます。公明党的古屋範子でございます。

今日は、大臣所信に対する質疑、成年年齢引下げに伴う諸課題について質問をしてまいりたいと

思います。

今日は、大臣所信に対する質疑、成年年齢引下げに伴う諸課題について質問をしてまいりたいと

思います。

成年年齢が引き下げられまして、契約年齢が引き下げられた場合に大きな問題となりますのが、十八歳、十九歳の若者が未成年者取消権を喪失す

るということと、悪徳業者の標的とされてしま

い、不必要的高額な契約をさせられるなど、若年者の消費者被害が拡大をするというおそれがござ

いません。

人となる若者が、被害に遭わない、自立した消費者になるよう、しっかりと取り組むということをおっしゃっています。

若年者の被害の傾向なんですけれども、もちろん、社会経験が乏しい、また、適切に情報を得て必要に応じて交渉を行つたり、また、消費者被害が発生をしております。特に、マルチ商法、キヤッセールス、アポイントメントセールス、サイドビジネス、エステなどの医療、美容サービス、インターネット取引などの被害が多く見られております。

若年者は、やはり学校で、同級生とかあるいは先輩後輩、こういう関係に影響を受けやすいことから、人間関係を介しての被害が広がつております。一旦被害に遭つてしまふと、その先どうしていいか分からず、問題を抱え込んでしまうことがあります。これが拡大をしてしまいます。

二〇二三年四月一日から、民法の成年年齢が二十歳から十八歳に変更されます。この変更が成年年齢引下げと言われている法改正なんですけれども、要するに、このときから十八歳になつたら成人と扱われるいくと、いうことで、十八歳から親権者の同意なく契約ができるようになつてしまつと

いうことで、成年年齢が引き下げられて、資格が取れるようになるなど若者の活躍の場が広がる反面、未成年者の取消権が行使できなくなるわけ

です。

この未成年者取消権といいますのは、御存じの

ようことで、成年年齢が引き下げられて、資格が取れるようになるなど若者の活躍の場が広がる反面、未成年者の取消権が行使できなくなるわけ

です。

この未成年者取消権といいますのは、御存じの

ようことで、成年年齢が引き下げられて、資格が取れるようになるなど若者の活躍の場が広がる反面、未成年者の取消権が行使できなくなるわけ

です。

この未成年者取消権といいますのは、原則として親の同意が必要であつて、同意がなければ契約を取り消すことができる権利です。

今、若年者の被害の状況はといいますと、やはり二十歳を境に若年者の消費生活センターへの消

費者相談件数が増加する傾向がある。ということは、引き下げられた場合には、この十八、十九のところがいわゆる悪徳業者のターゲットとなる危険性が高いと言えるのではないかと思っておりま

この対策の必要性についてどう思われるのか、成年年齢引下げによる若年者の消費者被害の拡大への懸念、また対策の必要につきまして、井上大臣の御認識を伺いたいと思います。

○井上国務大臣 成年年齢引下げを見据え、若者が契約や支出管理などの基本的な知識を身につけることが重要であり、また、健康、美容関係や、いわゆる情報商材など、もうけ話に関するトラブルが特に若者の中に多いことを踏まえ、対策を講じていく必要があります。

これまで消費者庁では、消費者教育の充実、制度整備や厳正な法執行、消費生活相談窓口の充実、周知などに取り組んでまいりました。

消費者教育の充実については、成年年齢引下げも見据え、平成三十年二月に、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムを関係四省庁で取りまとめて、全国の全ての高校で実践的な消費者教育が行われることなどを目標に掲げて、集中的に取組を行つてまいりました。

また、令和三年度は成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、更に取組を強化するため、成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペー

ンを三月二十二日に、関係四省庁の大臣などにも御出席をいただき、決定しました。

消費者被害の最新の状況に留意しつつ、関係省庁と連携し、業界団体や大学にも御協力をいただき、成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペー

ンを三月二十二日に、関係四省庁の大蔵などにも御出席をいただき、決定しました。

消費者被害の最新の状況に留意しつつ、関係省

度一年間、キャンペーンに基づき、重層的な取組を全効力で進めてまいります。

○古屋(範)委員 井上大臣の方から、若年者への消費者教育について御決意を伺うことができました。

ただいまの答弁の中でもこの成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペー

ンについて触れられました。このキャンペー

ン、まさに全力で取り組んでいこうというキャンペー

ンだと思つてあります。

ただいまの答弁の中でもこの成年年齢引下げに

伴う消費者教育全力キャンペー

ンについて触れられました。このキャンペー

ン、まさに全力で取り組んでいこうというキャンペー

ンだと思つてあります。

等も巻き込んで重層的な取組をしていくものと承知をいたしております。

若年者が消費者被害に遭わないよう、先ほどもありましたように、高額なUSBを売りつけられるだとか、様々なキャッチセール、特に四月になりますと大学の近くや駅などでそういうことを行っている者を見つけますけれども、こうした成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペー

ン、この具体的な内容、その狙いについてお伺いをしたいと思います。

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーは、成年年齢引下げの施行まであと一年となる中で、若者に対して、消費生活上の契約や家計管理などに関する教育、そして、消費者被害防止に資する教育の取組を更に強化するため、地方公共団体、大学等、それから関係団体、メディア等を巻き込んだ重層的な取組を関係四省庁が連携して行うこと目的とするものでございます。

内容といたしましては、第一に、地方公共団体、大学等への働きかけの実施、それから第二に、消費者団体、事業者団体等の関係団体への働きかけの実施、そして第三に、イベントの開催やメディアを通じて周知徹底を行うこと、そして第四に、コンテンツの充実、活用の促進の四本の柱に基づいて取組を進めるものでございます。

具体的な取組といたしましては、地方公共団体、大学等への働きかけにつきましては、キヤンペーン決定と同日付で、各都道府県知事、各都道府県教育委員会委員長、そして各國立大学学長宛てに四省庁連名で文書を発出してございまして、関係団体等との連携による一層の消費者教育の推進などを依頼したことところでございます。

また、イベント、メディアを通じた周知につきましては、例えば、若者はSNS等を活用する機会が多いことから、若者に直接的に情報を届けるために、SNS等を活用した情報発信等にも積極的に取り組んでいくこととしてございます。

成年年齢引下げ前の最終年度として、関係四省

府で一丸となつて若者への消費者教育に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございました。

○古屋(範)委員 ありがとうございました。

関係省庁協力をしながら、しっかりと総合的な活動をお願いしたいというふうに思つております。

また、今おっしゃいましたように、若者は直接会うということも難しい上に、なかなか、テレビ

ありますので、SNSの活用は大変有効ではないかなというふうに思つております。様々な手段を

通じて若者への消費者教育を全力で行つていただきたいと思つております。

やはり実態、消費者教育をどういう場面でどのよ

うに行つていくのか。これはもちろん、書面も含め、今はSNS等の問題もあると思います。こう

した意味で、消費者教育を早急に充実させるべき

活動をお願いしたいと思っております。

文部科学省にお伺いをしたいと思つております。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

令和四年度より成年年齢が現行の二十歳から十八歳に引き下げられることに対応するため、関係省庁がより一層緊密に連携し、若年者への実践的

な消費者教育の推進を図つていくことが重要だと

いうふうに、委員御指摘のとおり、十分認識して

ございます。

このため、文部科学省におきましては、まず、

学習指導要領に基づきまして、多様な契約

消費者教育は、幼児期から高齢者までの各段階に

応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の

有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法

で行わなければいけないと規定をしています。

若年者に対する消費者教育は、本来、民法の成年年齢が引き下げられると、いわゆる十八、

十九の若年者、その中に高校三年生が含まれてき

ます。この十八、十九の若年者が有している親権者の

同意に伴う契約締結の学習ですか、あるいは体

験の機会に代替するものでなければならないとい

うふうに思います。机上の知識だけではなくて、

やはり実態、消費者教育をどういう場面でどのように行つていくのか。これはもちろん、書面も含め、今はSNS等の問題もあると思います。こうした意味で、消費者教育を早急に充実させるべき

活動をお願いしたいと思っております。

この消費者教育につきまして、消費者教育推進法の趣旨にのつとつて、成年年齢到達の前の小中

高等学校、そして成年年齢到達後の大学、専門学校などの消費者教育の導入など、量的にも質的にも見直しを行ふ必要があるんじやないかとい

うふうに思います。文科省のお考えをお伺いした

うふうに思つてあります。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

令和三年度につきましては、関係省庁との連携を

一層強固にし、先ほど来出てござります成年年齢

を引下げに伴う消費者教育全力キャンペーを実施するなどにおきまして、文科省としてもその役割

を十分に果たしまして、消費者教育の更なる充実に努めてまいりたいと存じます。

○古屋(範)委員 是非、この一年間、学校におけ

る消費者教育を全力で充実をさせて取り組んで

ただきたいと思つております。

成年年齢引下げは、十八歳、十九歳、若年者に

単独で完全な有効な契約を締結するということを

認めています。法律上、高額であつてもできるわ

けであります。しかし、今、消費者被害に巻き込

まれるリスクというのは当然高まるわけでありま

す。若年者において被害やトラブルが多発してい

る行為については、取消権については確保するな

ど、消費者被害の防止、被害の回復のための立法措置が必要なのではないかといふうに考えま

す。若年者被害で、クレジットや借入れの利用など、非常に、現金を持つていなくても高額な契約となってしまうということもあつて、こうなつた場合には若年者が債務を抱えるということになつてしまします。こうしたもののが防ぐ制度設計が必要なのではないかと思います。

消費者被害について盛り込んでございます。

さらには、広報啓発の一環といたしまして、消

費者教育の専門家を地方公共団体へ派遣する事業

ですが、消費者教育フェスタ等の開催、各般の

また、各大学等におきましては、消費者教育に

関する授業科目の開設ですとか、学生に対するガ

イダンスや学生相談等におきまして、トラブルや

その対処方法に関する注意喚起、情報提供の取組

を進めていただいておるところでございます。

特に、成年年齢引下げの最終年度に当たります

令和三年度につきましては、関係省庁との連携を

一層強固にし、先ほど来出てございます成年年齢

を引下げに伴う消費者教育全力キャンペーを実施するなどにおきまして、文科省としてもその役割

を十分に果たしまして、消費者教育の更なる充実に努めてまいりたいと存じます。

○古屋(範)委員 是非、この一年間、学校におけ

る消費者教育を全力で充実をさせて取り組んで

ただきたいと思つております。

成年年齢引下げは、十八歳、十九歳、若年者に

単独で完全な有効な契約を締結するということを

認めています。法律上、高額であつてもできるわ

けであります。しかし、今、消費者被害に巻き込

まれるリスクというのは当然高まるわけでありま

す。若年者において被害やトラブルが多発してい

る行為については、取消権については確保するな

ど、消費者被害の防止、被害の回復のための立法

措置が必要なのではないかといふうに考えま

す。若年者被害で、クレジットや借入れの利用など、非常に、現金を持つていなくても高額な契約となつてしまつた。こうなつた場合には若年者が債務を抱えるということになつてしまします。こうしたもののが防ぐ制度設計が必要なのではないかと思います。

消費者被害について盛り込んでございます。

さらには、広報啓発の一環といたしまして、消

費者教育の専門家を地方公共団体へ派遣する事業

ですが、消費者教育フェスタ等の開催、各般の

ない事情を利用して契約を締結させるいわゆるつ

け込み型勧誘の類型につき、特に、高齢者、若年成人、障害者等の知識、経験、判断力の不足を不當に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権について意見を述べております。

また、消費者契約法改正の際、衆議院における

消費者特別委員会の附帯決議にも、この件に関して、要件の明確化の課題を踏まえつつ検討を行ない、本法成立後一年以内に必要な措置を講ずる

いことが付されております。  
このような被害を防止するため、判断力、知識、経験の不足につけ込んだ消費者契約を締結させない、いわゆるつけ込み型不当勧誘について、若年者を含む、高齢者等の被害に対応するための、消費者が契約を取り消すことができる旨、消費者契約法に定めるべきと考えますけれども、この点について答弁を求めたいと思います。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。  
委員御指摘のとおり、若年者の消費者被害を防止し救済することは大変重要な課題であると認識しております。平成三十年には、主として若年者に発生している被害事例を念頭に置き、いわゆる就職セミナー商法等の消費者の不安をあおる告知や、いわゆるデータ商法等の恋愛感情等に乘じた人間関係の濫用といった不当勧誘行為に対して取消権を追加するなどを内容とする消費者契約法の改正が行われたところでございます。

その際に、若年成人のみならず、高齢者や障害者等も対象としたより幅広い取消権の創設について附帯決議が付されたこと等も踏まえまして、現在、消費者厅におきまして、消費者契約に関する改正を行っているところでございます。  
検討会では、若年者が消費者被害に遭った事例等を取り上げて取消権の在り方等を検討しているところであり、報告書を取りまとめていただけるよう、引き続き鋭意検討を行つてまいりたいと思

るこのときに、十八歳、十九歳という年齢が大変重要になってくるというふうに思います。こうした法整備も含め、ここへの対応を充実させていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○永岡委員長 次に、串田誠一君。  
○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

今日は、大臣の所信に対して、先ほどもほかの委員からも食品表示に関する質問がありましたが、今、消費者教育ということについても質問が

ありましたので、それに関連する質問なんです  
が、五ページで大臣は、「食品表示制度について  
は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資  
するよう、その適切な運用に努めます。」といふこ  
とを述べられております。

そこで、今日は、乳牛と牛乳パックに関する表  
示に関する質問をさせていただきたいと思うんで  
すが、その前に、食品表示法の趣旨、特に第三条  
はどういうことで設けられているのかを説明いた  
だきたいと思います。

○津垣政府参考人 お答え申し上げます。

食品表示法は、食品表示が食品を摂取する際の  
安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択  
の機会の確保に関し重要な役割を果たしているこ  
とに鑑み、食品表示の適正を確保することによ  
り、一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護、増進、食品の生産、流通の円滑

化及び消費者の需要に即した食品の生産の振興に  
寄与することを目的としております。  
また、食品表示法第三条におきましては、法の  
理念をいたしまして、食品表示の適正を確保する  
ための施策は、消費者の安全及び自主的かつ合理  
的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し  
必要な情報が提供されることが消費者の権利であ  
ることを尊重するとともに、消費者が自らの利益  
の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動す

ることができるよう消費者の自立を支援すること  
を基本として講ぜられなければならないこと、さら  
に、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来  
の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業  
者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間  
の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければ  
ならないことが規定されております。

○串田委員 そこで、乳牛に関してなんですが、  
飲用乳の表示に関する公正競争規約及び同施行規  
則の中で、不当表示の禁止ということで、次の各  
号に掲げる表示をしてはならないという中に、乳  
牛を配した牧場風景等の写真又は図案による表示  
のうち次の表示ということで、年間を通して放牧  
牛からの生乳が使用できない場合は当該表示が禁  
止されているということなんですがなぜこのよ  
うな放牧牛についての表示ができるないようにな  
っているのか、御説明をいただきたいと思います。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。  
飲用乳の表示に関する公正競争規約第六条第三  
号でござりますけれども、ここにおきまして、飲  
牛の原料、成分、品質その他の内容について、飲  
用乳の表示に牛を放していませんかといふ質問で  
は、いざれかの方法によりつなぎ飼いを行ってい  
るとの回答が、これら三つの合計の七一・九%か  
らあつたということになります。

○串田委員 つなぎ飼いが七〇%以上を超えてい  
るということと、次の質問、アンケート調査です  
が、パドックや放牧地に牛を放していますかとい  
う質問に関しては、どのぐらいの割合で答えが出  
ているのでしょうか。  
○渡邊政府参考人 お答えをいたします。  
同報告書では、パドックや放牧地に牛を放して  
いますかという質問に対しまして、毎日放してい  
る回答があつた農家が一二・五%，毎日ではなく  
いが放しているとの回答は一四・五%と、それぞ  
れ回答がございまして、いざれかの方法により牛  
を放しているとの回答が、これら二つの合計で二  
六・九%ということになつております。

○串田委員 乳用牛の飼養実態アンケート調査  
が、公益社団法人畜産技術協会、これは農水省の  
ホームページに載っているんですけど、この  
中で、つなぎ飼いと放牧についての質問がありま  
すが、日本は、このつなぎ飼いが行わっているの

は、割合としては何%という結果になつたでしょ  
うか。  
○渡邊政府参考人 お答えをいたします。  
先生今御指摘のアンケート調査につきまして  
は、公益社団法人の畜産技術協会が、全国酪農業  
協同組合連合会の協力の下、酪農家に対する聞き  
取りによる調査を行つて、回答のあつた五百戸  
の結果を公表しているものでございます。

○串田委員 御指摘の飼養方法、つなぎ飼いの件につきまし  
ては、同報告書では、搾乳牛の主な飼養方法はど  
れに当たりますかという質問に対しまして、スタ  
ンチョンによるつなぎ飼いが一九・四%、ニュ  
ヨークタイによるつなぎ飼いは二九・一%、  
ニューヨークタイ以外のロープ等によるつなぎ飼  
いが二四・四%という回答がそれぞれございま  
し、いざれかの方法によりつなぎ飼いを行つてい  
るとの回答が、これら三つの合計の七一・九%か  
らあつたということになります。

○串田委員 つなぎ飼いが七〇%以上を超えてい  
るということと、次の質問、アンケート調査です  
が、パドックや放牧地に牛を放していますかとい  
う質問に関しては、どのぐらいの割合で答えが出  
ているのでしょうか。  
○渡邊政府参考人 お答えをいたします。  
同報告書では、パドックや放牧地に牛を放して  
いますかという質問に対しまして、毎日放してい  
る回答があつた農家が一二・五%，毎日ではなく  
いが放しているとの回答は一四・五%と、それぞ  
れ回答がございまして、いざれかの方法により牛  
を放しているとの回答が、これら二つの合計で二  
六・九%ということになつております。

○串田委員 差し引くと、放していいないというの  
が七〇%以上を超えているということございま  
す。要するに、日本の場合にはつなぎ飼いが七  
〇%以上、そして、放しているというのが三〇%未  
満ということありますので、七〇%以上が放  
されていない、そういう状況でございます。  
そして、この乳牛、搾乳牛というのは、いろい  
ろな牧場から集めて、そしてパックに詰める加熱

処理というものが行われるので、混ぜ合わせるわけですね。ですから、牧草地の乳牛だけで牛乳が作られるということは極めてまれであるということは言えるのではないかと思うんです。

そこで、日本の搾乳牛というのは今どういう状況かというと、七割以上が、この今日配付しました資料の上の図なわけでございます。これがつなぎ飼いの一つの大好きな例なんですが、これでは世界的にかなりアニマルウェルフェアではない世界でござります。

日本は、世界動物保護協会、W A P の二〇二〇年動物保護指数の畜産部門では、最下位のG。A、B、C、D、E、F、G、最下位でござります。

いまして、G 7 でも日本ほど悪い国はないんですね。世界においても、日本の動物、特に畜産に関してはもうこれ以上下がないという状況でござります。

そういう意味では、諸外国が、この上のつなぎ飼いというのはなるべく避けようじゃないかといふふうなことが行われている中で、日本は今七割以上ということでございますが、先ほど回答がありましたように、放牧の風景を図柄にしてはいけないと。なぜいけないのかというと、消費者に対しては、優良、先ほど優良というのがありましたが、優良なものであるということを認証させないと。なぜいけないのかというと、消費者に対する放牧の図案でよいのかというとに疑問を感じるわけですが、この施行規則には、先ほどもちょっと、別の質問をする前にお答えがあつたんだけれども、こういうただし書があるんですね。ただし、表一小がイメージである旨が一か所以上表示されればこの限りではないということと、この牛乳パック、よく見ると、下の方にイ

处理というものが行われるので、混ぜ合わせるわけですね。ですから、牧草地の乳牛だけで牛乳が作られるということは極めてまれであるということは言えるのではないかと思うんです。

そこで、日本の搾乳牛というのは今どういう状況かというと、七割以上が、この今日配付しました資料の上の図なわけでございます。これがつなぎ飼いの一つの大好きな例なんですが、これでは世界的にかなりアニマルウェルフェアではない世界でござります。

日本は、世界動物保護協会、W A P の二〇二〇年動物保護指数の畜産部門では、最下位のG。A、B、C、D、E、F、G、最下位でござります。

いまして、G 7 でも日本ほど悪い国はないんですね。世界においても、日本の動物、特に畜産に関してはもうこれ以上下がないという状況でござります。

そういう意味では、諸外国が、この上のつなぎ飼いというのはなるべく避けようじゃないかといふふうなことが行われている中で、日本は今七割以上ということでございますが、先ほど回答がありましたように、放牧の風景を図柄にしてはいけないと。なぜいけないのかというと、消費者に対しては、優良、先ほど優良というのがありましたが、優良なものであるということを認証させないと。なぜいけないのかというと、消費者に対する放牧の図案でよいのかというとに疑問を感じるわけですが、この施行規則には、先ほどもちょっと、別の質問をする前にお答えがあつたんだけれども、こういうただし書があるんですね。ただし、表一小がイメージである旨が一か所以上表示されればこの限りではないということと、この牛乳パック、よく見ると、下の方にイ

メッセージ図とかイメージ写真とか、こう書いてあります。これがると、放牧している図柄を使つていません。

何でこれをしちゃいけないんだというと、優良なものと間違えちゃいけないんだということをしておきながら、イメージということをするとよくなつてしまつていてるということですね。

先ほどから、大臣の所信でも、消費者にちゃんととした選択ができるような情報を提供しなきやいけないし、消費者教育ということが叫ばれています。世界がアニマルウェルフェアを進んでいるのが、消費者の側からこれはいけないよねという動きがあつて、そして法律へと進んでいくといふこととが言われていますけれども、これでは、消費者は、搾乳牛というのはこういう状況であるんだな

うんですけれども。

私も、イメージというのを辞書で調べました

ら、ラテン語のイマーゴーというのが語源であつて、実物に似た姿、面影ということで、イマジンとかイマジネーション、イミテーション、要するに、実物に似た姿と。

この放牧のを見たときに、このよ

うな姿だとは思うんですけども、上の姿だとは思わないと思うんですね。七割以上がつなぎ飼いだし、放たれてる牛は三割にも満たなくて、ずつとこの状態でつながれているんですよ。一歩、二歩しか動けない。ふん尿なんかも踏みながら出るからなんですかね。そして、草も食べられず

づつとこの状態でつながれているんですよ。

終わります。ありがとうございました。

○永岡委員長 次に、畠野君枝君。

○畠野委員 日本共産党の畠野君枝です。

井上信治担当大臣にお伺いいたします。

今、大きな問題になつてゐるのが、特商法、預託法の契約書面交付の電子化、デジタル化です。

先ほど、井上大臣が、この法案の参考条文に誤りがあつたと御発言をされました。

私は、このデジタル化の問題について、いろいろと皆さんからお話を伺つてまいりました。

先日、川崎市の消費者行政センターに伺いました

て、この間の相談件数はどうですかと聞かせて

いただきました。二〇二〇年度の上半期で五千三百四十一件の相談件数、そのうち、商品、役務の品目は、一位がデジタルコンテンツだということです。これは、コロナ禍における外出自粛や仕事の減少、失業なども影響していると思われるということです。

紹介をいろいろとされたんですけども、副業

を紹介する無料動画サイトを見て投稿者に話を聞

きたいと連絡をしたら電話があり、転売ビジネス

の情報商材を購入したがクリングオフをしたい

などの相談があるということです。それで、店舗

の購入というのは二千九百十八件で、前年同期

行つてまいりたいというふうに考えております。○串田委員 今の流れは分かりました。要するに、放牧でないのに放牧の図案を出しているということで、消費者の誤解を招くと。先ほどもありましたように、なぜそういう誤解を招くようなことはいけないのかというと、優良なものであると勘違いするからだということだったわけですね。そこで、ただし書でイメージというのをつけなければいいということにしたんだということなんだと思つきました。食品表示法の趣旨のみならず、景品表示法の趣旨も踏まえて、写真等を含めた広告や表示全般が消費者に誤認を与えるものとならないよう、食品表示法、景品表示法や飲用乳の表示に関する公正規約等の関連法令等を適切に運用してまいりたいと考えていています。

私も、イメージというのを辞書で調べましたら、ラテン語のイマーゴーというのが語源であつて、実物に似た姿、面影ということで、イマジンとかイマジネーション、イミテーション、要するに、実物に似た姿と。

この放牧のを見たときに、このよ

うな姿だとは思うんですけども、上の姿だとは思わないと思うんですね。七割以上がつなぎ飼いだし、放たれてる牛は三割にも満たなくて、ずつとこの状態でつながれているんですよ。一歩、二歩しか動けない。ふん尿なんかも踏みながら出るからなんですかね。そして、草も食べられず

づつとこの状態でつながれているんですよ。

終わります。ありがとうございました。

○永岡委員長 次に、畠野君枝君。

○畠野委員 日本共産党の畠野君枝です。

井上信治担当大臣にお伺いいたします。

今、大きな問題になつてゐるのが、特商法、預

託法の契約書面交付の電子化、デジタル化です。

先ほど、井上大臣が、この法案の参考条文に誤りがあつたと御発言をされました。

私は、このデジタル化の問題について、いろいろと皆さんからお話を伺つてまいりました。

先日、川崎市の消費者行政センターに伺いました

て、この間の相談件数はどうですかと聞かせて

いただきました。二〇二〇年度の上半期で五千三百四十一件の相談件数、そのうち、商品、役務の品目は、一位がデジタルコンテンツだということです。これは、コロナ禍における外出自粛や仕事の減少、失業なども影響していると思われるということです。

紹介をいろいろとされたんですけども、副業

を紹介する無料動画サイトを見て投稿者に話を聞

きたいと連絡をしたら電話があり、転売ビジネス

の情報商材を購入したがクリングオフをしたい

などの相談があるということです。それで、店舗

の購入というのは二千九百十八件で、前年同期

第一類第五号 消費者問題に関する特別委員会議録第三号 令和三年四月六日

の二千三百十一件に比して二六・三%も増えている。全体の五四・六%になつてゐるということです。このデジタルコンテンツの契約購入金額は、平均二十三万八千三百一円で、最高が一百五十万円、既支払い金額が平均八万九千四百五円、最高二百三十五万円ということなんですね。デジタルコンテンツだけではないんですけれども、全体の相談内容は、やはり契約、解除に関する相談が一番多くて、八割を占めているということです。

消費者庁は、これまで紙での交付が義務づけられていた契約書面について、特商法、預託法の改正で電子化、デジタル化を可能としているわけですが、大臣に伺いたいのは、メールによつてスマホなどの端末に届く電子契約書というのは紙の契約書と根本的に異なると思うんですね。そもそも、特商法、預託法で紙による契約書面の交付義務を課している目的は何でしょうか。

○井上国務大臣 特定商取引法におきましては、通信販売を除き、事業者と消費者が契約を締結したときに、事業者が消費者に対し契約内容を明らかにする書面を交付することを義務づけております。

また、預託法においても、事業者と消費者が預託等取引契約を締結した場合に、事業者が消費者に対し契約内容を明らかにする書面を交付することを義務づけております。

このように事業者に書面交付義務を課す目的は、契約内容を明確にし、後日、紛争を生じることを防止することにあります。

○畠野委員 なぜこれが交付義務を課しているのかといふうに考えています。

○井上国務大臣 はい、そういう目的もその目的の一つといふうに考えてます。

○畠野委員 消費者があらかじめ購入、契約を意図しない契約や、長期継続的で高額な契約だから

の二千三百十一件に比して二六・三%も増えています。このデジタルコンテンツの契約購入金額は、平均二十三万八千三百一円で、最高が一百五十万円、既支払い金額が平均八万九千四百五円、最高二百三十五万円ということなんですね。デジタルコンテンツだけではないんですけれども、全体の相談内容は、やはり契約、解除に関する相談が一番多くて、八割を占めているということですね。

消費者庁は、これまで紙での交付が義務づけられていた契約書面について、特商法、預託法の改正で電子化、デジタル化を可能としているわけですが、大臣に伺いたいのは、メールによつてスマホによつて重要な証拠にもなつたというのは周知の事実です。

具体的には、紙の契約書面には、家族やヘルパーなどが消費者被害に気づくという見守り機能があると言われています。ジャパンライフ事件も、紙の契約書があつたために第三者が気づいて、後の裁判で重要な証拠にもなつたというのは周知の事実です。

ところが、電子書面になれば、本人のスマホにしか契約書がなく、第三者が気づくという見守り機能が失われる懸念がありますが、この点についてははどうお考えですか。

○井上国務大臣 契約書面の書面交付義務は、消費者にとって重要な制度であります。ただ、社会や経済のデジタル化を踏まえて、電子メールなどにより必要な情報を受け取りたい消費者のニーズにも応える必要があります。

そんな中で、消費者委員会からも、デジタル化のような社会的な要請に迅速に対応することは重要であり、かつ、デジタル技術を活用することにより、消費者の利便性の更なる向上を図るとともに、消費者の保護につなげることが重要である旨の建議もいただいたところです。

また、預託法においても、事業者と消費者が預託等取引契約を締結した場合に、事業者が消費者に対し契約内容を明らかにする書面を交付するこ

とを義務づけております。

このように事業者に書面交付義務を課す目的は、契約内容を明確にし、後日、紛争を生じることを防止することにあります。

○畠野委員 なぜこれが交付義務を課しているのかといふうに考えてます。

○井上国務大臣 はい、そういう目的もその目的の一つといふうに考えてます。

○畠野委員 消費者があらかじめ購入、契約を意図しない契約や、長期継続的で高額な契約だから

私は、法律が通つてからという話じゃないと思ひますよ、現実に対応されている方たちが懸念の声、反対の声を上げているわけですから。そういう立場で臨むことを求めたいと思います。

川崎でも被害の中であるのが、FX、外国為替証拠金取引ですね。ダウンロードされてもそれが開かない、どうしたらしいのか、そういう相談をたくさん現場では対応されているんです。

つい先日ですが、架空のFXを持ちかけ現金をだまし取つたとして、昨年の十月から今年の二月にかけて、大阪府で特殊詐欺グループが摘発されました。被害者は約七百人、被害総額は二億円を超えると見られています。

この手口は、スマートフォンに南太平洋の島国サモアにある投資会社というライズリンクの代理店店員を名のる者から電話があり、FXの自動売買システムのモニターに当選した、専用口座を開設して証拠金を預けるよう求められ、その相手は、元本は減らない、必ずもうかる、こういう話をしたそうです。それで、被害者は、ホームページに名前などを登録し、開設した口座に約百三十万円を入金した。FX取引に必要なソフトもダウンロードした。しかし、その後連絡がつかなくなり、口座から出金もできなくなつた。

詳しい時間はないですが、本当に巧妙に、いかにも証拠金を運用しているかのように見せかけて、この二億円を超すような被害をつくつた。これは一例です。もうたくさん、金融庁からもいっぱい警告書が出ているものがあります。金融庁によると、二〇一九年度に警告した業者は四十二社に上り、うち三十五社は海外を所在地としていたということですね。

国民生活センターは、さすがに、二〇一一年度からこういった問題を、投資ソフト、FX自動売買の解約に関する紛争は対応されているんですけど、もう十年前から。しかも、これが、二〇二〇年度、これは二〇二〇年十二月三十一日現在ですかね全部じゃないですかね、FXのPIO-NETだけの相談件数で八百二十八件、前年同期四

百七十四件ですから、三百五十四件も同期で見たところ、現実に対応されているわけなんですね。だから、これは今でさえ対応できていない。だから、金融庁とかあらぬところと検討して、対策を打たなくちゃいけないんじゃないでしょうか。

そういう点では、紹介する時間がありませんが、大臣、この間、野党の皆さんと一緒に私も申入れに行かせていただいて、この後、成年年齢の話も、引下げる問題もお話ししますけれども、そのときに、電子化は購入者の承諾があつた場合だから大丈夫だというふうにおっしゃつたんですね。が、承諾とは何をもつて承諾とするのか、教えていただけますか。

○井上国務大臣 今回の法改正によって、消費者の承諾を得た場合に限つて、例外的に契約書面等について電磁的方法による提供を可能とするものです。

承諾を得ていないにもかかわらず承諾を得たなどとする悪質業者を排除する観点から、消費者としては、消費者団体などの御意見も十分に踏まえながら、決して消費者にとって不利益になることがないよう、政省令、通達などの策定過程において詳細な制度設計を慎重に行い、消費者の利便性の向上や消費者保護の観点から、承諾が実質的なものとなるよう万全を期してまいります。

○畠野委員 この間、相談員の方が、いや、デジタル、電子化で、その場面を、どうやって承諾したかというのは証拠がないから分かりません、今までいろいろな裁判とかいろいろな紛争解決をやつてきたけれども、今まででさえ大変だったのに、どうしようもないというふうにおっしゃつておられるんです。だから、私はこれは本当にやめるべきだというふうに申し上げたいと思います。

それで、特に現場から言われているのは、紙の契約書の意義というのは、見守り機能だけではなく、例えば、契約内容を一覧して確認できる確認機能。スマホでないと小さな部見える。

何十ページにもわたる契約書というのがあるんで

す、紙で。一々それは確認できない。それから、クリーニングオフ等の権利を知らせる告知機能、契約の履行状況を判断する際の保存機能、冷静に考え直す警告機能などがあるわけです。

伺いますけれども、とりわけ未成年の消費生活相談でも多くの相談が寄せられているのが、連鎖販売取引、いわゆるマルチ商法やネズミ講なんですね。そこでは、契約締結時だけでなく、締結前の勧誘段階でも契約内容を記載した書面を交付する義務を定めています。これによって、契約内容を確認しながら締結するか否かを考え直すことができる、さらに、締結後に冷静に再確認もできるところになつていています。

しかし、こういう対策がある今でもなお、未成年者をターゲットにした被害は後を絶たないんですね。こういう状況をどのように考えられますか。対策はどうされますか。

○井上国務大臣 連鎖販売取引に関する二十歳未満の消費生活相談件数は、ここ数年では年間二百件から四百件で推移しており、二十歳未満の者からも連鎖販売取引に関する消費生活相談が寄せられています。

こうした状況も踏まえて、連鎖販売取引につきましては、連鎖販売業者に対し適合性の原則などの厳格な規制を設けて、近時においても、当該規制に違反した連鎖販売業者に対して取引停止命令等の行政処分を行うなど、厳正な法執行を行っております。昨年は十六件、一昨年は十五件の行政処分を行ております。

また、成年年齢引下げを控えた今年度は、行政処分と併せ、大学生協へのチラシの配布など、若年者に向けての周知も徹底的に行うことを予定しています。

○畠野委員 川崎市に伺った際には、デジタルコンテンツの相談というのは、十九歳以下、二十歳代、三十歳代では一位で、一番多いということなんですね。ですから、こういうところでも、デジタル化を進め更に被害が拡大すると私は言わなくてはならないと思います。

先ほどの承諾の件も、スマホの入力画面の中に、電子書面を承諾するとの欄にあらかじめ

チェックが入っているデフォルト設定を認めたことがあります。このことも十分起り得るわけですね。不意打ち型の勧誘や利益誘導型や、あるいは脅しなどのやり方をもつて承諾を迫ることも考えられる。いろいろなことを含めても、大臣がおつしやつたことは歯止めにならないと私は思います。ましてや、未成年の問題が出てくる。

未成年年齢引下げの実施が来年四月に迫っておりそれが喪失してしまう。この対策はどうなれますか。

○井上国務大臣 成年年齢引下げを見据えた消費者被害の防止について、先ほど紹介いたしましたが、これが実現するまでは未成年であることを証明するだけで契約の取消しができる未成年取消権がありましたが、こ

れが喪失してしまう。この対策はどうなれますか。

○井上国務大臣 成年年齢引下げを見据えた消費者被害の防止について、先ほど紹介いたしましたが、これが実現するまでは未成年であることを証明するだけで契約の取消しができる未成年取消権がありましたが、これが喪失してしまう。この対策はどうなれますか。

そこで出されたのは、消費生活相談員の体制強化と処遇改善です。各県の課題で一番多いのは、募集しても応募がない、少ないというのが二十八県、六割だということですので、あるいは、会計年度任用職員制度についても、一年単位の雇用契約のままになつていて、専門性にふさわしい処遇に抜本的に改める必要があるという声が寄せられていますが、その点についていかがか、伺いまして。

見直しを絶えず行うほか、厳正な法執行など、重層的な施策に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○畠野委員 最後に、地方消費者行政について伺います。

二〇一〇年度都道府県の消費者行政調査報告書、地方消費者行政の充実強化を考えるという全国消費者団体連絡会の報告を私もいただき、二月五日のオンラインシンポジウムにも参加をさせていただきました。

そこで、もう時間がないので、端的に伺います。

そこで出されたのは、消費生活相談員の体制強化と処遇改善です。各県の課題で一番多いのは、募集しても応募がない、少ないというのが二十八県、六割だということですので、あるいは、会計年度任用職員制度についても、一年単位の雇用契約のままになつていて、専門性にふさわしい処遇に抜本的に改める必要があるという声が寄せられていますが、その点についていかがか、伺いまして。

○井上(一)委員 国民民主党・無所属クラブの井上一徳です。

最近、食料価格が世界的に高騰しているという状況を踏まえて、我が国の安全保障に関わる食料問題、これについて質問をさせていただきたいと思います。

報道によると、六年半ぶりの食料価格が高水準になつてているということで、穀物と植物油の価格が高騰しているという報道がありました。

国内でも小麦の価格が上昇しておりますし、平成二十七年の価格を一〇〇とすると、今年三月は一一〇・七ということで、一〇%の値上がりです。

今後、二〇五〇年には世界の人口は九十七億人に達するということで、さらには、中国やインドがこれから経済発展をしていくということを考えると、農産物それから畜産物の需要が大変増えていくということが予測されます。

様々な途上国が発展して所得水準が上がっていくことになれば、農産物それから畜産物の需要が格段に増えていくということで、今までのようく日本が食料を安定的に調達するということが難しくなつてくるのではないかという問題意識を持っています。

そこで、まず最初に、今後の食料事情の見通

うな取組を進めたいといったふうには考えてございます。

具体的には、先ほど申し上げた地方消費者行政強化交付金などを通じた支援を行うこと、それから、様々な機会を通じて地方公共団体に直接働きかけるということで、相談員の働く環境の改善に取り組んでまいりたいというふうに考えてござい

ます。

○畠野委員 時間が参りましたので、この続きをいたしました。

そこで、もう時間がないので、端的に伺います。

そこで出されたのは、消費生活相談員の体制強化と処遇改善です。各県の課題で一番多いのは、募集しても応募がない、少ないというのが二十八県、六割だということですので、あるいは、会計年度任用職員制度についても、一年単位の雇用契約のままになつていて、専門性にふさわしい処遇に抜本的に改める必要があるという声が寄せられていますが、その点についていかがか、伺いまして。

○井上(一)委員 国民民主党・無所属クラブの井上一徳です。

最近、食料価格が世界的に高騰しているという状況を踏まえて、我が国の安全保障に関わる食料問題、これについて質問をさせていただきたいと思います。

報道によると、六年半ぶりの食料価格が高水準になつてているということで、穀物と植物油の価格が高騰しているという報道がありました。

国内でも小麦の価格が上昇しておりますし、平成二十七年の価格を一〇〇とすると、今年三月は一一〇・七ということで、一〇%の値上がりです。

今後、二〇五〇年には世界の人口は九十七億人に達するということで、さらには、中国やインドがこれから経済発展をしていくということを考えると、農産物それから畜産物の需要が大変増えていくということが予測されます。

様々な途上国が発展して所得水準が上がっていくことになれば、農産物それから畜産物の需要が格段に増えていくということで、今までのようく日本が食料を安定的に調達するということが難しくなつてくるのではないかという問題意識を持っています。

そこで、まず最初に、今後の食料事情の見通

し、それから、我が国の安全保障の観点からどのように食料を確保していくのか、どのようにお考えいただきたいと思います。

○村井政府参考人 お答え申し上げます。  
主要な穀物等につきましては、世界的には豊作基調にあるものの、中国での需要の増加、北米での寒波や南米での乾燥による生育懸念、ロシアの小麦輸出税の引上げなどの要因によりまして国際価格が上昇していることは承知しております。

我が国では、主要穀物の備蓄は十分に存在しており、現時点で国民への食料供給に大きな問題は発生していないと考えておりますが、御指摘ありましたとおり、食用油の小売価格、輸入小麦の政府壳渡価格や配合飼料価格が上昇しております。今後も、国際相場や世界での食料の需給動向を注視していく必要があると考えております。

また、世界の人口増加に伴う食料需要の増加、気候変動や大規模自然災害、サバクトビバッタや豚熱などの病害虫や疾病など、中長期的に我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが多様化していると認識しております。

食料の安定供給は国家の最も基本的な責務の一つであり、食料・農業・農村基本法第二条第二項においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することとしており、国民に対する食料の安定供給の確保に向けて、我が国の農林水産業の生産基盤の強化に取り組んでまいります。

○井上(一)委員 今おっしゃったように、食料の安定確保というのが国家としての重要な責務だと思いますので、やはりしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。

その観点から、まずは、生産の点においては国において農業生産を高めていく、これはもちろんですけれども、消費の点からは、食品ロス、これが可能な限り削減していくことが重要だと思われます。

それで、大臣は所信の中で、「食品ロス削減に

ついては、まだ食べられる食品が大量に廃棄されている現状に大変な危機感を感じております。関係省庁と連携して、制度的な課題の検証を含め、

○井上(一)委員 お答え申し上げます。  
主要な穀物等につきましては、世界的には豊作基調にあるものの、中国での需要の増加、北米での寒波や南米での乾燥による生育懸念、ロシアの小麦輸出税の引上げなどの要因によりまして国際価格が上昇していることは承知しております。

我が国では、主要穀物の備蓄は十分に存在しております。今後も、国際相場や世界での食料の需給動向を注視していく必要があると考えております。

また、世界の人口増加に伴う食料需要の増加、気候変動や大規模自然災害、サバクトビバッタや豚熱などの病害虫や疾病など、中長期的に我が国

の食料供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが多様化していると認識しております。

食料の安定供給は国家の最も基本的な責務の一つであり、食料・農業・農村基本法第二条第二項においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することとしており、国民に対する食料の安定供給の確保に向けて、我が国の農林水産業の生産基盤の強化に取り組んでまいります。

○井上(一)委員 今おっしゃったように、食料の安定確保というものが国家としての重要な責務だと思いますので、やはりしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。

その観点から、まずは、生産の点においては国

いてちょっと質問させていただきたいと思つています。

○村井政府参考人 お答え申し上げます。  
食品ロス削減目標の達成に向けてまいります。」というふうに所信で述べておられましたが、具体的にどのような課題があるのか、そしてどういう取組をされる

べきだと思っております。ですから、私としては、食品ロス削減の妨げとなつてしまることなく、食品ロス削減の妨げとなつてまいりました。

例えば、このため、昨年十月三十日、関係省庁に対しても検証を加えて取組に対する制度的な課題につきましても検証を行つております。そこで、私は、制度的な課題についてお話し申し上げてまいりました。

まず、全国の自治体がどのくらい防災備蓄食

品、これを保有しているのか、種類とか量について御存じでしたら教えてください。

○荻澤政府参考人 各都道府県、市町村におきましても、被災者支援などの観点から、それぞれの被害想定に応じた備蓄品目、数量の確保に努めているところでございます。

消防庁では、災害発生時に自治体間で相互融通、そういうことができるように、食料品、また生活に不可欠な毛布、トイレなどの備蓄状況等を調査し、公表しております。

委員御指摘の食品でござりますけれども、直近の令和二年四月現在で、例えば米であれば、都道府県、市町村合わせて一万三千トン、また、乾パンで千七百六十万食、インスタント麺では約五十三万個、こういったような公的備蓄が行なわれているところでございまます。

○井上(一)委員 現在、防災備蓄食品について、どのように食品ロスにつながるよう有利活用されるか、教えていただきたいと思います。

○津垣政府参考人 お答え申し上げます。  
入替えにより役割を終えた災害用備蓄食品につきましては、これまで、一部を職員に配付するほかは有効活用がされていない状況にあり、食品ロス削減の観点からも課題でございました。

引き続き、消費者庁が司令塔となつて、関係省庁とも連携をしつつ、制度的な課題の検証も更に進めて、政府一丸となつた取組を加速化してまいります。

○井上(一)委員 この食品ロスに関連して、具体的な取組として、防災備蓄食品、これの取組につけてスピーデ感を持って食品ロス削減の取組を推進しており、その一環として、消費者庁においても、入替え時期の到来により役割を終えた災害用備蓄食品を有効に利活用するため、三月三十日に引き続き、消費者庁が司令塔となつて、関係省庁とも連携をしつつ、制度的な課題の検証も更に進めて、政府一丸となつた取組を加速化してまいります。

それで、大臣は所信の中で、「食品ロス削減に

ろでございます。

○村井政府参考人 お答え申し上げます。  
消費者庁といたしましては、このような取組が政府や地方公共団体等、災害備蓄を行う様々な団体に広がるよう、関係省庁と連携した取組を行つてまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 先ほど申し上げたように、防災備蓄食品を学校給食で活用していくという活動をされています。

まず、全国の自治体がどのくらい防災備蓄食

品、これを保有しているのか、種類とか量について御存じでしたら教えてください。

○荻澤政府参考人 各都道府県、市町村におきましても、被災者支援などの観点から、それぞれの被害想定に応じた備蓄品目、数量の確保に努めているところでございます。

消防庁では、災害発生時に自治体間で相互融通、そういうことができないように、食料品、また生活に不可欠な毛布、トイレなどの備蓄状況等を調査し、公表しております。

委員御指摘の食品でござりますけれども、直近の令和二年四月現在で、例えば米であれば、都道府県、市町村合わせて一万三千トン、また、乾パンで千七百六十万食、インスタント麺では約五十三万個、こういったような公的備蓄が行なわれているところでございまます。

○井上(一)委員 現在、防災備蓄食品について、どのように食品ロスにつながるよう有利活用されるか、教えていただきたいと思います。

○津垣政府参考人 お答え申し上げます。  
入替えにより役割を終えた災害用備蓄食品につきましては、これまで、一部を職員に配付するほかは有効活用がされていない状況にあり、食品ロス削減の観点からも課題でございました。

現在、井上大臣の御指示の下、政府一丸となつてスピーデ感を持って食品ロス削減の取組を推進しており、その一環として、消費者庁においても、入替え時期の到来により役割を終えた災害用

備蓄食品を有効に利活用するため、三月三十日に引き続き、消費者庁が司令塔となつて、関係省

庁とも連携をしつつ、制度的な課題の検証も更に進めて、政府一丸となつた取組を加速化してまいります。

○井上(一)委員 是非、積極的な取組を進めています。

最後の質問になりますけれども、生産面で、生産量を高めていくという観点からちょっと質問さ

せていただきたいと思います。

今、国家戦略特区として、養父市で、株式会社が農地を取得、保有するという特例を設けてやつておりますけれども、私は養父市は先進的な取組をしているというふうに思つてゐるんですが、今回この国家戦略特区の期限の延長ということ

で、「二年間の法改正」というふうに承知しておりますが、国家戦略特区を担当している内閣府としては、この養父市の取組をどのように評価されていけるのか。それから、農水省も同じように、「どのよう評価されているのか。私自身は、もつともつとこういつた取組、先進的な取組を支援していくべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人　お答え申し上げます。

今御指摘いただきました養父市において活用されています法人農地取得事業に関する特例でござりますが、この事業については、平成二十八年の創設以来、これまで六社がこの特例を活用して、農地を合計一・六ヘクタール取得をしているところであります。

この事業によつて農地を取得した企業によりまして、農業の六次産業化による地域経済の活性化、あるいはスマート農業実証事業による新たな中山間地域における農業モデルの構築、こういった成果が上がつてゐるというふうに認識をしておりまして、また、特段の弊害が生じていていうふうには認識しておりません。

○大島政府参考人　昨年十二月二十一日に特区諮問会議がございまして、その場におきまして、野大臣の方から、養父市におきましては、急傾斜地のある中山間地という厳しい地域条件の中で地域農業の振興に取り組んでおられることがあります特例について、心から敬意を表したいというお言葉を出されておるところでございます。

他方で、養父市に適用されております特例につきまして、様々な意見がある中で、そのファクトについて申し上げますと、本年一月末現在の数字でございますが、特例が適用されております対象の六社が所有している農地面積はそれぞれの社の

経営面積の合計の約五・五%となつてございまし

て、残りの農地についてはリース方式で農業が行なわれているという事実がございます。

加えまして、その六社のうちの一社は二年前の三月から休業しておりますので、その所有する農地をして、農業利用されていないという現状にありますて、ファクトとしてはこうしたことかなというふうに存じ上げております。

○井上(一)委員　では、時間が来ましたので、こ

れで終わりたいと思います。

農業は本当に国の大きな柱の一つですから、是非しっかりと取り組んでいきたいと思いますし、私もこれからも質問させていただきたいと思います。

○永岡委員長　ありがとうございます。

○永岡委員長　次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員　立憲民主党の尾辻かな子です。

今日は、大臣所信に対する質疑ということ

で、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

まず最初に、冒頭、大臣からも発言がございま

して、提出法案についての参考条文のところにミ

スがあつたということあります。

これは、消費者

者局に限らず、今、様々な省庁で、法文のミス、

そして参考条文のミスが見つかっております。

これは、消費

法律といふもの、そしてそれに連なるものは国

民生活に密接にそのままつながるものであります

から、こういつたミスをなくすということ、そし

て、本当はあつてはならないというふうに考えて

おります。

そこで、今回のミスを踏まえて、いかにこの再

發を防止していくかということについて、ま

ずは大臣にお聞きをしたいと思います。

○井上国務大臣　おつしやるよう、こういつた

ミスはあつてはならないということで、今回の機

会に、原因の究明とそして再發防止、しっかりと

やつていかなければいけないと思つております。

消費

者

府

内

の担当課、これは取引対策課、これと総

務課の職員が確認を行いました。もつとも、立案の作業を担つていた職員が確認も行つたため、十分に確認ができるになつた、こういつた原因

だつたろうということを聞いております。

その上で、政府全体としても、今、法案誤り等

再発防止プロジェクトチームにおいて再発防止策等を検討しております。

消費者局としても、今後の法案の立案に当たつては、担当課、総務課によるチェックのみならず、法案の立案に直接携わらない者によるチェックチームを別に設けて消費者局内で十分なチェック体制を構築することといたしました。これによつて、複層的な確認体制を確立して、再発防止に万全を期してまいります。

○尾辻委員　私も実は一時期、校正の仕事をしておりました。ですので、ミスをなくすというのをいかにやつていくのかと、というのは私も仕事上でずっとやつております。本当に神経をすり減らす仕事でしたけれども。

基本的に、人間はミスをします。そして、人の

目は必ず飛ぶんですね。というような、そういう

前提を基に、どうやつてミスを最小限にするのか

という工夫が大事であろうかと、いうふうに思いま

す。もちろん、必要な人がいれば人を増やす、ICT化でいるところはICT化するなども必要かと思います。一番大事なのは、実は、ミスの経験を共有することなんですね。

人は、自分が一度ミスをしたこと、というのはや

はり忘れられないこと。それを、個人的な経験だけではなくて、きちんと担当者としてこの仕事をする皆さんのが共有をすること、このことがミスの

再発防止につながるかと思いまますので、そういう

ことは大臣にお聞きをしたいと思います。

○井上国務大臣　おつしやるよう、こういつた

ミスはあつてはならないということで、今回の機

会に、原因の究明とそして再發防止、しっかりと

やつていかなければいけないと思つております。

今日は大きく二つの質問をしたいと思っており

まして、ちょっと順番、特商法、預託法の改正の

方をお聞きをしていきたいと思います。

今回の大臣所信に対しても、やはりこの質問が皆さんから上がつております。今国会で法案審議される予定になつてゐるわけですが、そもそも、ジャパンライフの問題がありました。

このジャパンライフの被害額というのは、豊田

商事も超える、本当にそういつた悪徳商法でありまして、さらに、これが、大臣御承知のとおり、消費者局の初動から遅かつた、命令を出すのも遅かつた。なので、ここまで被害が広がり、そして消費者局の職員がここに天下りをするという前代未聞のことがあつたわけです。

やつと、やつとこれを原則禁止にするというこ

とは、本当に遅きに失したとはいえ、前進である

といふふうに思つんですが、しかしながら、その

法案の中に契約書のデジタル化ということが含まれています。これに対しては、私の元にも懸念、反対の声が、私は今、消費者委員会にて四年目を迎えるんですけども、ここまで声が聞こえる未聞のことがあつたわけです。

やつと、やつとこれを原則禁止にするというこ

とは、本当に遅きに失したとはいえ、前進である

といふふうに思つんですが、しかしながら、その

消費者局の職員がここに天下りをするという前代未聞のことがあつたわけです。

一三

いることは認めつつ、消費者利益の保護の観点から慎重に検討すべきとする意見や、法改正全体は賛成の態度でありつつ、契約書面等のデジタル化については慎重に検討することを求める意見もあつたところでございます。

他方で、一般社団法人日本経済団体連合会や公益社団法人日本訪問販売協会からは賛成の御意見をいたしております。

いざれにいたしましても、消費者庁としては、消費者団体などの御意見も十分に踏まえながら、決して消費者にとって不利益になることがないよう、政令、省令、通達などの策定過程におきまして詳細な制度設計を慎重に行い、消費者の利便性の向上や消費者保護の観点から万全を期すこといたしております。

○尾辻委員 今、非常に分かりやすい御答弁だったと思うんですね。消費者団体は七十六団体が懸念や反対を示し、賛成は、事業者側がこれはいいことだ、やつてほしいと言つているという、立場によつて全く賛成、反対が分かれた状況にあります。

消費者庁は何のためにあるのか、消費者担当大臣は誰のために仕事をするのか、これが今回問われていると思うんですね。大臣、これだけ今、懸念、反対の声がある中で、この経済団体や訪問販売をする団体が求めているデジタル化を進めることが本当に消費者のすることなのか、消費者の利益になることなのか、大臣のお答えを問いたいと思います。

○井上国務大臣 契約書面等の書面交付義務、消費者にとって重要な制度でありますけれども、社会や経済のデジタル化を踏まえて、書面ではなく電子メールなどにより必要な情報を受け取りたい、そういうた消費者のニーズにも応える必要があると考えています。

また、事業者団体だけではなくて、例えば消費者委員会からも、デジタル化のような社会的な要請に迅速に対応することは重要であり、かつ、デジタル化によって、消費者の利便性の向上を図る

とともに、更なる消費者の保護につなげることができます。

○尾辻委員 大臣、本当に消費者の立場に立つた消費者行政、そして法改正なのかということについて、もう一度お答えください。

○井上国務大臣 これは御承知のように、原則的に書面交付ということでありまして、消费者的承諾があった場合に限り例外的にデジタルを認めることであります。

○尾辻委員 るといふことですから、そういう意味では、消費者のニーズに合つた制度だつうふうに考えておられます。

○尾辻委員 これが消費者のニーズに合つたものだとおっしゃつておられます。私は、消費者のニーズよりも消費者が受ける被害の方がこれは多くなると思っておりますので、本当にこれが二つの部分なんですね。これが実はちょっと消費者にとっては不利な改正になるんじゃなかつうござつて、今回のこの法改正の中でもう一つ皆さんが懸念されていまして、今回の九条二項といふところが懸念されていまして、この経済団体や訪問販売をする団体が求めているデジタル化を進めることができるということになつておられるわけです。

まず、ちょっと確認なんですけれども、今回の九条二項はメールによる規定があるのかないのか。つまり、記録媒体に記録された電磁的記録というのは、私が聞いたところ、USBを送るとかCD-Rを発送するということで、メールではないメールアドレスだった、そこに送つたときに、ただ、発信はちゃんとしているわけですからクーリングオフは成り立つ、これでよろしいですね。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

はい、仮に電子メールがいろいろな事情で不到達であったとしても、消費者のクーリングオフの行使が明確であれば、その効力は発生し得るというふうに考えられます。

○尾辻委員 確認いたします。ということは、メールについても、たとえ相手が、だから有効でないメールアドレスだった、そこに送つたときには、ただ、発信はちゃんとしているわけですからクーリングオフは成り立つ、これでよろしいですね。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

はい、仮に電子メールがいろいろな事情で不到達であったとしても、消費者のクーリングオフの行使が明確であれば、その効力は発生し得るといふうに考えられるということです。

○尾辻委員 発信主義だということを確認いたしました。また、法案に入りましたら、様々な論

信主義によつて電子メールでのクーリングオフも成り立つということなのかといふこと。つまり、悪徳業者であれば、このメールアドレスに送つてくださいといふながら、そのメールアドレスが例えば元々使えない、つまりそのメールアドレスが有効でない、そういうところに消費者がクーリングオフのメールを送つたときに、送つたということでもつてクーリングオフになるのかどうか。これはいかがでしよう。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。電子メールの送信によつてクーリングオフを行つた場合でござりますけれども、基本的には、発信すればすぐに到達して効力を生じることになります。消費者が送付した電子メールが確実に届くように、事業者が指定するメールアドレスに送付すれば確実に受信できるような体制を整える必要があることを通達で明らかにすることを予定しております。

なお、仮にその電子メールが不到達であつたとしても、消費者のクーリングオフの行使が明確であれば、その効力は発生し得るというふうに考えられます。

○尾辻委員 確認いたします。ということは、メールについても、たとえ相手が、だから有効でないメールアドレスだった、そこに送つたときに、ただ、発信はちゃんとしているわけですからクーリングオフは成り立つ、これでよろしいですね。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

はい、仮に電子メールがいろいろな事情で不到達であったとしても、消費者のクーリングオフの行使が明確であれば、その効力は発生し得るといふうに考えられるということです。

○尾辻委員 発信主義だということを確認いたしました。また、法案に入りましたら、様々な論

について聞いております。というのも、やはり、消費者庁が幾ら旗を振つても、現場の消費生活相談員であつたり消費生活相談をする自治体、ここがちゃんとできていないと消費者問題は解決しないわけなんです。

ところが、ずっと推進交付金を削減したりしたことで相談現場はどんどん縮小しているということで、地方消費者行政、大臣、今もう衰退の本當に一途なんです。これをやはり今変えていかなければいけないと思います。

まずは、消費生活相談員が、もう今募集しても来ない、さつき畠野委員もおつしやりましたけれども、もう本当に、今の全国消費者団体連絡会の二〇二〇年の調査結果では、四十七都道府県のうち、三十道府県が募集しても応募がない、定員割れを起こしているのが都道府県の相談員で七、未資格者がいるというのも九県、予算不足で研修に参加できなかつた、こういうような状況になつております。

国の方も消費生活相談員養成講座などをされております。まず、前回、昨年度は八百人受講されただという、この資格試験の受験者なんですけれども、資格者養成講座、八百人やつてますけれども、そのうち、資格試験を受験した人、そして合格した人は一体何人ぐらいだったのかということについて、お聞かせください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

令和二年度に消費者庁が実施をいたしました消費者生活相談員担い手確保事業の受講者八百二十一人への事後アンケートによれば、回答のあつた四百五十人のうち、国民生活センターが実施する試験は、受験者数が三百二十四人、そして合格者数が百十五人、日本産業協会が実施する試験は、受験者数が三十人で合格者数が十三人というふうになつてござります。

○尾辻委員 これは、八百二十一人いらっしゃつたのに、全員の調査になつていないんですね。なので、四百五十人のアンケートで、残りの三百五十人余りがどうなつていてるか分からぬ。

して国がわざわざ養成講座をしてやっているのであれば、しっかりと動向把握とか、例えば今回は受験しなかつたけれども来年は受験するとか、そういうた把握が必要かと思います。いかがでしょうか。

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。

令和二年度の扱い手確保事業につきましては、初めて国が直轄で行つた事業でございますので、今後、委員御指摘の点も踏まえて、しっかりと把握に努めてまいりたいというふうに思います。

○尾辻委員 あわせて、実は都道府県も独自で養成講座をされたりしていまます、やはり相談員さんが少ないとということで。こういった都道府県の養成講座の状況についても、やはり消費者局として把握する必要があるかと思います。いかがでしょ。

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。  
地方公共団体が独自に実施をしてございます消費生活相談員の養成講座につきましては、現状、網羅的に実は把握しているものではございませんけれども、消費者局と地方公共団体の消費者行政担当部局が定期的に意見交換を行つております消費者行政ブロック会議などの機会を通じて、情報共有をいたいでいるところをごぞいます。

それぞれ担い手の確保のために取り組んでいただいているというふうに承知をしておりまして、引き続き消費者局としても全容の把握に努めています。

○尾辻委員 そうですね、各地、頑張つておられるところもありますので、そういうこともしっかりと把握するようにお願いをしたいと思います。

そもそも、何で相談員が少なくなってしまうのかというような根本はやはり処遇問題だというふうに思つていてます。例えば、典型的に今現れていてる例として栃木県があるんですが、栃木県は、九人の相談員さんが五人になつた、それで、土曜の相談を取りやめて受付時間を十六時までにしたというような状態であつたり、五十代、六十代が八割を占めるということになつています。

やはり会計年度任用職員では無理なんじゃないか、ちゃんと専門職としての待遇に変えなければいけない、国庫負担金化も必要かと思います。

ちょっと時間が来ましたので、これは要望、指

摘にとどめておきたいと思います。次のときにもまた議論したいと思いますが、しっかりと地方消費者行政が成り立たないと消費者庁はできないというところで、地方消費者行政をしっかりとサポートしていただきますように強くお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○永岡委員長 次に、大西健介君。

○大西(健)委員 立憲民主党、大西健介です。

時間もないで早速質問に入りたいと思いますが、三月二十三日だったと思いますが、消費者庁は、USBメモリーの販売預託商法を展開していくVISON社に対して業務停止命令を出したました。消費者庁は既に、業務停止命令を行つたWILL株式会社及び関連法人が違反行為をVISON株式会社名義で繰り返す可能性が高いと

いうことで、二〇一九年の十一月八日の時点で注意喚起というのを行つてています。

私が聞きたいのは、大臣、なぜ、この二〇一九

年の十一月の時点でのVISON社の商法を食べ止めることが、被害を食べ止めることがでできなかつたのかということについて、大臣にお聞きしたいと思います。

○井上国務大臣 消費者局では、悪質商法に対して、法と証拠に基づいて迅速かつ厳正に対処することしております。

○片桐政府参考人 お尋ねのVISON株式会社につきましては、その前身企業らに対して複数回の行政処分をしております。

委員御指摘の行政処分の原因となる不当な勧誘行為につきましては、それぞれ、遅くとも令和二年六月以降に行われていたものというふうに認定をしております。

そもそも、もつと正確に答えてほいいんだけれども、私が持つていてるやつの中でも、事例一といやつは令和二年六月の広島のホテルで行ったセミナー、そして、事例二といつうのは令和二年の九月に岡山のホテルで行われたセミナー、これで間違ひありませんか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

特定商取引法に違反する行為が行われていたと認定した勧誘事例について申し上げれば、VISONとレセプションが連携共同して広島県に所存するホテルで開催したセミナーでの勧誘事例については令和二年九月でございます。

○大西(健)委員 全く答えになつていないです。

今私が申し上げたのは、二〇一九年の十一月時点で、WILLがやつてることをVISONが、今回も处分を受けている大倉、赤崎の両氏が話をしています。それから、令和二年九月の岡山のホテルのセミナー、ここでは大倉氏が話をしています。

この大倉、赤崎の両氏は、既に一度にわたって業務停止命令を受けていて、このセミナーが行われたときも業務停止命令期間中だつたと思います。

○大西(健)委員 大臣、今は聞いていただけましたよね。つまり、消費者庁は、処分した処分したと言つて、消費者局が命じた業務禁止命令の期間中に、今回消費者局が命じた業務禁止命令の期間中に、今回行政処分を命じた会社におきまして勧誘をしていました。行政処分を命じた会社におきまして勧誘をしていましたと言つて、消費者局が命じた業務禁止命令を食らつている人が平気でセミナーでうそ八百を並べて勧誘しているんですよ。ですから、消費者庁は完全になめられていて、全く消費者局の処分なんて何とも思つていい人たちが、期間中にもセミナーを開いて、被害を拡大させているんです。これはどう思われますか。

○井上国務大臣 そういうことであれば、やはり大変遺憾なことであると思います。

○大西(健)委員 遺憾で済まないんですよ。生活が本当に、お金をだまし取られて、首をくくろうかという人がいっぱいいるんですよ。一年四か月止めなかつたことによって、処分を受けた人が平気でセミナーを開いて勧誘して、どんどん被害が拡大している。これに対して、遺憾だと思います

で、本当に消費者を守れるんですかね。この月です。先ほど言つたように、十一月に、VISIONの名前でWILLしがやつてることをやるから注意してくださいねと注意喚起を出しているんですが、私、この二〇一九年の五月、VISIONができた同じ頃に質問をこの委員会でさせていただいています。

そのときは私が申し上げたのは、これが自転車操業であることは消費者局もその時点でも認めていました。ですから、このまま放置していると被害が拡大しますよ、今止めしてくださいよ、そうじゃないと大変なことになりますよと言つていたのに、案の定なつてはいるじゃないですか。この責任を、大臣、どう取るんですか。

それから、消費者局がVISIONについて注意喚起を行つた、少なくとも二〇一九年十一月、ここから現在までのUSBメモリーの売上額、これは幾らと消費者局は認定しているのか、お答えください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

消費者局において把握している限りでは、令和元年十月からですが、令和元年十月から本年二月までにおけるUSBメモリーの売上額は、少なくとも約六百七十四億円であると承知しております。

○大西(健)委員 今、六百七十四億円という数字が出来ました。

今回も消費者局は、処分の原因となる事実といふところにこのように書いています。商品の運用事業を行つてゐた事実はない、商品の賃借料のほとんど全てを商品の売上収入から支払つてゐる。つまり、USBの売上額イコール被害額と考えていいというふうに思ひます。

ですから、繰り返しになりますけれども、消費者局が、WILLしがやつてることをVISIONの名前でやりますから、少なくとも、今までのUSBの売上額が被害額だと考へると、この間、六百七十四億円という数字

十四億円、被害は拡大したんですよ。この月について大臣はどう責任を取るんですか。遺憾じやございませんで、これは。VISIONが行つてきたよから注意してくださいねと注意喚起を出していることは、極めて大きな問題であると認識をしております。

消費者局としては、本件に関連して、特定商取引法上規定された最長の期間、二十四か月で業務を停止命令や業務禁止命令を行うなど厳正に法執行を行つとともに、消費者に迅速に情報提供する観点から、消費者安全法に基づく注意喚起も行つなど迅速かつ厳正に対処してきており、現行制度を最大限活用し、消費者被害の拡大防止に全力で取り組んでまいりました。

消費者局としては、引き続き、このような悪質な喚起を行つた、少なくとも二〇一九年十一月、ここから現在までのUSBメモリーの売上額、これらは幾らと消費者局は認定しているのか、お答えください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

消費者局において把握している限りでは、令和元年十月からですが、令和元年十月から本年二月までにおけるUSBメモリーの売上額は、少なくとも約六百七十四億円であると承知しております。

○大西(健)委員 これは、先ほどもちょっと話があつたジャパンライフと同じなんですよ。四回処分しましたと、ジャパンライフのときも言つた。消費者局としては、引き続き、このようないい悪質な喚起を行つた、少なくとも二〇一九年十一月、ここから現在までのUSBメモリーの売上額、これらは幾らと消費者局は認定しているのか、お答えください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

消費者局において把握している限りでは、令和元年十月からですが、令和元年十月から本年二月までにおけるUSBメモリーの売上額は、少なくとも約六百七十四億円であると承知しております。

○大西(健)委員 今、六百七十四億円という数字が出来ました。

今回も消費者局は、処分の原因となる事実といふところにこのように書いています。商品の運用事業を行つてゐた事実はない、商品の賃借料のほとんど全てを商品の売上収入から支払つてゐる。つまり、USBの売上額イコール被害額と考えていいというふうに思ひます。

ですから、繰り返しになりますけれども、消費者局が、WILLしがやつてることをVISIONの名前でやりますから、少なくとも、今までのUSBの売上額が被害額だと考へると、この間、六百七十四億円という数字

事業者というのは、法改正を前にして、最後の荒稼ぎをするんじやないかということを懸念しています。消費者局は監視を強化していただきたいと思います。消費者局は監視を強化していただきたいと思つたけれども、今言つたように、消費者局が

○井上国務大臣 VISIONが行つてきたよから注意してくださいねと注意喚起を出していることは、極めて大きな問題であると認識を

してあります。

消費者局としては、本件に関連して、特定商取引法上規定された最長の期間、二十四か月で業務を停止命令や業務禁止命令を行つなど厳正に法執行を行つとともに、消費者に迅速に情報提供する観点から、消費者安全法に基づく注意喚起も行つなど迅速かつ厳正に対処してきており、現行制度を最大限活用し、消費者被害の拡大防止に全力で取り組んでまいりました。

消費者局としては、引き続き、このようないい悪質な喚起を行つた、少なくとも二〇一九年十一月、ここから現在までのUSBメモリーの売上額、これらは幾らと消費者局は認定しているのか、お答えください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

消費者局において把握している限りでは、令和元年十月からですが、令和元年十月から本年二月までにおけるUSBメモリーの売上額は、少なくとも約六百七十四億円であると承知しております。

○大西(健)委員 これは、先ほどもちょっと話があつたジャパンライフと同じなんですよ。四回処分しましたと、ジャパンライフのときも言つた。消費者局としては、引き続き、このようないい悪質な喚起を行つた、少なくとも二〇一九年十一月、ここから現在までのUSBメモリーの売上額、これらは幾らと消費者局は認定しているのか、お答えください。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

消費者局において把握している限りでは、令和元年十月からですが、令和元年十月から本年二月までにおけるUSBメモリーの売上額は、少なくとも約六百七十四億円であると承知しております。

○大西(健)委員 今、六百七十四億円という数字が出来ました。

今回も消費者局は、処分の原因となる事実といふところにこのように書いています。商品の運用事業を行つてゐた事実はない、商品の賃借料のほとんど全てを商品の売上収入から支払つてゐる。つまり、USBの売上額イコール被害額と考えていいというふうに思ひます。

ですから、繰り返しになりますけれども、消費者局が、WILLしがやつてることをVISIONの名前でやりますから、少なくとも、今までのUSBの売上額が被害額だと考へると、この間、六百七十四億円という数字

の法改正でも、このケフィアのようなケースは対象にならないんじやないかということを懸念しています。消費者局は監視を強化していただきたいと思つたけれども、そうだとしたら非常に問題だと思つたけれども、この点、いかがでしょうか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正法案によりまして、物品については、政令による指定制を廃止し、全ての物品を対象としています。また、対象となる権利の範囲も拡大し、物品の引渡請求権等も対象としております。

だつて、VISIONだつて、元々商品の運用をしていない、消費者局も、九七%だつたか九%だつたか忘れましたけれども、全部、売上げは配当に回しているだけだということを認定しているですから、貸出ししていないんですから、これ

は詐欺ですよ。ですから、消費者局もそれを認めています。

だつて、VISIONだつて、元々商品の運用をしていない、消費者局も、九七%だつたか九%だつたか忘れましたけれども、全部、売上げは配当に回しているだけだということを認定しているですから、貸出ししていないんですから、これ

	<p>回も使われているんじゃないかということが言わ れているんですけど、マルチ商法とかこうし た悪徳商法というのは同じ人が繰り返しやつて いるのが特徴だと思いますけれど、これは 大変重要な部分だと思いますので、この赤崎氏と いうのはジャパンライフにもいた人で、ジャパン ライフと何らかのつながりが、今回も名簿が使わ れているとか、そういう一定の、やっている人 が重なっているとか、そういう何らかの関連性が あると消費者庁は考えているのかどうなのか、こ れは明確に答えてください。これは大変重要なこ とだと思います。</p>
○片桐政府参考人	<p>ただいま委員御指摘の点でござります けれども、個別案の内容の審査、調査 内容に関わることですから、御答弁は差し控えさ せていただきたいと思います。</p>
○大西(健)委員	<p>こんなことも答えられないか ら、同じことを何回も繰り返して、消費者庁が結 局、消費者を守れないということになつてゐるん じないです。マルチとかこういう悪徳商法と いうのは、同じ人がやつてゐるわけですよ。ジャ パンライフの山口さんだってそうでした。だか ら、これはやはり、そういうところをしつかり見 ておかないと被害をまた繰り返すということに私 はなるというふうに思います。</p>
○片桐政府参考人	<p>時間がもうありませんので、最後にちょっと別 の観点で。</p> <p>先ほども食品ロスの話が出ていましたけれど も、一月二十一日にサッポロビールの高島社長が 大臣と面会をされたそうです。これは、ビールの ラベルにスペルのミスがあつたということで、ス ペルミスがあつたら全部回収して廃棄するとい うのも一つの手段かもしれませんけれど、これは そうしないで発売するということにしたそうです。</p>
○大西(健)委員	<p>この経緯について、報道によると、消費者庁側 から、大臣に直接社長が会つて説明したらどうで すかというような提案があつたということですけ れども、これは事実なのか。また、そういう提案</p>
○津垣政府参考人	<p>お答え申し上げます。</p>
○片桐政府参考人	<p>今回のビール飲料の表示の件につきましては、 法令等に抵触するものではなく、消費者庁への報 告義務はございません。</p>
○大西(健)委員	<p>一月二十一日のサッポロビール高島社長と井上 大臣との面会につきましては、先方から、消費者 庁へ報告したいとの申出があり、せつかくの機会 を伺う機会を設けたものでございます。</p>
○堀越委員	<p>引き続き、食品ロス削減のため、政府一丸と なった取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
○大西(健)委員	<p>今のお話だと、報道だと消費者庁 側から提案したということですけれども、そ うじやなくて事業者側からということですけれど も。</p>
○堀越委員	<p>ちょっとと違う例で、スカイマークが、一月三十 一日までの賞味期限のキットカットを一月三日の 神戸発千歳行きの便で配つたということで、おわ びをしたというのが何かマスクで大きく取り上 げられた。たった四日間、しかも賞味期限ですか ら、おいしく食べられる期限なんですねけれども。 こういうやはり、ちょっととなかなか世の中に誤 解等々があるという中で、私は、このサッポロ ビールの社長と会つたことはよかつたと思います が、最後に、もうこれで終わりますので、大臣、 お会いになつて、こういうことを通じて大臣自 身も、所屬の環境委員会でも、小泉環境大臣にいわ ゆるエシカルに係る部分についても質問させて いただいているんです。</p>
○永岡委員長	<p>昨年の臨時国会において、動物愛護法の改正が 行われて、そして、動物虐待に関するいわゆる罰 則の強化ということが行われたわけですねけれど も、畜産動物に関しては、これは対象となりますよね が発覚した場合には、これは対象となりますよね ということについて質問させていただいたところ、小泉環境大臣からは、動物虐待は、人が社会 の中で関わるあらゆる動物の取扱いについて、法 的にも道徳的にもあつてはならないことであつ た。</p>
○井上国務大臣	<p>ただいたとおり、サッポロビールからは消費者庁 に対して御報告に来られるということでしたけれ ども、私はそれを伺つたので、あえて私もお会い したいということでお会いさせていただきまし た。</p>
○大西(健)委員	<p>それは、このサッポロビールの判断というものは は極めて英断だというふうに思つております。や はり、食品ロス削減の観点から無駄なことはしな いということで。ですから、こういつた取組が事 業者の間に広がつてもらえればありがたいと思 いますし、消費者庁もそれに向けてしっかりと取り組 んでいきたいと思っています。</p>
○大西(健)委員	<p>終わります。</p>
○永岡委員長	<p>次に、堀越啓仁君。</p>
○堀越委員	<p>立憲民主党の堀越啓仁でございま す。</p> <p>時間もないでの、早速質問に入させていただき たいと思います。</p> <p>先日の所信において、井上担当大臣から、来年 四月からの成年年齢の引下げに伴つて、若者への 消費者教育の充実、これを表明されました。本当 にやらなければいけないことだと私も思つております。</p> <p>消費者教育というと多岐にわたるわけでござ いますけれども、その中で今日ちょっとテーマとし て取り上げたいのは、エシカル消費、倫理的の消費 ということであります。このことについてちょっと 伺いたいと思いますが、私は、ライフワークとし てこのエシカル消費をずっと取り組んでおりま す。</p> <p>消費者教育というと多岐にわたるわけでござ いますけれども、その中で今日ちょっとテーマとし て取り上げたいのは、エシカル消費、倫理的の消費 ということであります。このことについてちょっと 伺いたいと思いますが、私は、ライフワークとし てこのエシカル消費をずっと取り組んでおりま す。</p> <p>そこで伺いたいんですけれども、産業動物への 虐待的な取扱いは非倫理的、つまりエシカルでな い行為であると当然私は考へてゐるんですが、消 費者庁のその辺りの見解をお聞かせください。</p>
○片桐政府参考人	<p>お答え申し上げます。</p>
○堀越委員	<p>エシカル消費は、人や社会、地域、環境に配慮 をした消費行動ということでございまして、委員 会では、エシカル消費の考え方に対するもので あるというふうに考えてございます。</p>

まさに動物虐待や動物に不必要な苦痛を与える、そういうものはエシカルではないということです、消費者庁は答えていただきました。

動物に関わるところは、動物愛護の観点からすると環境省が所管、そして飼育、輸送に関しては農水が所管、そして屠畜に関しては厚生労働省が所管という、三省にまたがっていることではあります。しかし、動物に配慮した飼養であるとか、あるいは屠畜の部分に関して言えば、そうしたもの、配慮したものを選んだ方がエシカルなんですが、倫理的なんだよということを皆さんに知らしめていくのは、これは消費者庁の仕事の一つでありますので、是非推進していただきたいというふうに思う一方で、ちょっと残念なことがあります。

それは、消費者庁が啓発資料として使っているリーフレットがあるんですが、「エシカル消費」はより良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。」と先ほど答えていたいたことが記載されているこのリーフレットがあるんですが、ここには、動物への配慮ですか、アニマルウェルフェア、動物福祉、そうした文言が一切書かれていませんし、加えて、それらを連想すること自体が、かなり、どこから連想したらいのかなというふうなリーフレットになつてしまつているんですね。

このことについて、動物への配慮が消費者庁が考へるエシカル消費の中に含まれているのか、あわせて、何で動物というワードが入つていなかつたのか、理由について答えていただきたいと思います。

○片岡政府参考人、お答え申し上げます。

エシカル消費の概念は、非常に多岐にわたる概念でございます。エシカル消費に当たる具体的な消費行動には様々なものがございますので、リーフレットやパンフレットなどの啓発資料においてその全てを網羅することは難しいというふうには考えておりま

すが、委員から御指摘をいただきましたので、次の回改定時には、取り上げることも含めて検討したいというふうに思います。

○堀越委員 ありがとうございます、次回改定時のところにまで踏み込んでいただきまして。確かに、エシカル消費というと多岐にわたるというのは、これはもう私も承知しているところであります。動物福祉のことだけではなくて、環境への配慮、このリーフレットの裏面にある、まさに、ちょっと理事会で提示していないのでここで、この委員会もエシカルでないといけないなどといふふうに私は思うんです。マイボトルの方も許可いただいているということであります。マイボトルに関しては、今、プラスチック、リユース、リサイクル等々が呼ばれている中で、なるべくこれも削減しないかなぎやい

けないというふうに、これもエシカルですから。そういう観点からも、是非、所属されている委員の皆さんもマイボトルを持参していただいて、なるべく消費量を減らしていくという取組をこの消費者委員会から発信していくだけるとありがたいなというふうに思っています。

このリーフレット、見させていただきますと、一番上の冒頭の見出しなんですけど、「あなたの消費が世界の未来を変える」と書いてある。これは本当にすばらしいものだと思います。逆を言えば、私たちが日頃得ている豊かさというのは誰かの犠牲の上に成り立っているんだということを認識するということから、私は全てが始まるんだと思つています。大前提なんだというふうに思つてます。

○片岡政府参考人、お答え申し上げます。

エシカル消費に当たる具体的な消費行動には様々なものがございますので、リーフレットやパンフレットなどの啓発資料においてその全てを網羅することは難しいというふうには考えておりま

うような、そういう状況にやはりつながつてゐるという現実もありますし、バングラデシュのダンカで洋裁工場が、ビルが振動によって倒壊をした多くの命が失われたという事件もありました。自分たちが得ていて豊かさがそうした人たちの犠牲の上に成り立っているということを認識した上で、では自分たちが心地よい選択肢を取らうじやないかというのが私はエシカル消費だというふうに思っています。

また、昨今では、自分たちが食べている食べ物が森林破壊に実はつながつていたり、そこで森林を破壊されることによつて原住民が自殺に追い込まれる、そういうような事態もまさに発生しています。当然ですけれども、アマゾンの森林火災を含め、森林破壊というのは生物の多様性を大きく損なうものでありますし、温室効果ガスの削減が求められる、そういう状況の中でCO<sub>2</sub>の大変な吸収源である森林が失われるということは、私たちもその気候変動の影響を受けることにもつながりますし、当然、私たちが得ていて豊かさの影響によって、発展途上国の国々の人たちが悪影響を受けるということが実際起つてゐるわけです。

つまり、私たちが豊かさを一方的に受けているだけで、負の部分だけを誰かに押しつけるということが実際起つてゐる。

私の友人に藤原宏宣という男がいまして、バングラデシュのスマラムの子供たちに食べ物を届けるという、フードギフトということをやつています。学校を建設して、何とかして教育を受けて、そしてそこで貧困の連鎖から抜け出そうとする、そういう活動をしています。

その彼は、全て私たちが得ていて豊かさがこういうスマラムの子供たちにつながつてゐるんだといふことを皆さんに知つてもらうために、日本全国飛び回りながらんなお話をやつていています。

影響もたくさんあります。それによつて、分か

持たれている国民の皆さんも多いですし、今回のコロナの渦中からも、やはり、時間が空いて、SNSやインターネットを通じて、自分たちがどんな生活をしていきたいかということについてちゃんと向き合うような方々も増えています。そんな中で、環境のことであるとか、あるいはアニマルウェルフェアのことであるとか、食の安全であるとか、そういうことに関心を持つておられる方々も当然多くなつてきてるんですね。私のところにもそういう声がたくさん届いています。

そんな中で、当然、この動物の件においても、ひどい扱いを受けている動物たちを生み出さないために、例えば平飼いの卵を選ぼうじゃないかとか、あるいは豚が飼育されている過程中で、いわゆる妊娠ストールという、母体がもう全く動けないようなそういう状況の中で子供を産む、身動きが取れないようなそういう在り方はおかしいんじゃないかというような動きも、これもたくさん声としては出てきています。

そんな中、放牧等々も、例えば広げるために、消費者側からスープーへ、例えばアニマルウェルフェアに配慮した商品を扱つてくださいというアクションを、私も、友人であります安藤志穂さんという、畜産のレスキューをやつていらつしやる方なんですが、ハッシュタグ消費者というアクションを今展開しているところで、結構多くの方々がそれに参加をしていただいて、消費者側からスープーにお願いしますということでお願いをすると、スープー側もちゃんと扱つてくれるようになつてゐるんですね。なので、消費者についても、動物ということは、このつながりというものは大事なトピックになつてくるんだと思いま

す。

そんな中で、まさに「エシカル消費ってなに?」というこの普及啓発のチラシの中に、動物福祉、アニマルウェルフェア、動物に配慮、そういった言葉が入つてないのは、これはやはりちょっと消費者庁のリーフレットとしては不十分になるんじゃないかなというふうに思いますが、

で、是非、先ほどお話しいただきました、次期改定に向けては取り組んでまいりたいということをお話をいただきました。

昨今、元農林水産大臣が鶏卵業者からお金を受け取つてしまつたというのがあります。これは、アニマルウエルフエアの世界潮流に、養鶏、鶏卵業者がやはり乗つかつていくことが難しくなつてしまつたということだと思つています。だから、これは国としてアニマルウエルフエアを推進していれば、そうした追い込まれることはなかつたんだと思います。

生産者にばかり負担をかけるのは、確かにこれは難しいんです、大変だと思います、当然コストもかかりますから。そこで大事になつてくるのは、やはり、消費者が選ぶということ。エシカル消費、非常に重要なことだというふうに認識をしております。

○井上國務大臣 エシカル消費、非常に重要なことだというふうに認識をしております。

特に、議員御指摘のアニマルウエルフエアについて、エシカル消費の一つのメニューであると考えておりますけれども、なかなか具体的な取組につなげられていないというふうに認識しています。

今回の議員の御質問や、また、昨今のアニマルウエルフエアをめぐる状況も踏まえて、啓発資料やエシカル消費特設サイトにおいて取り上げることも含めて、具体的に検討してまいりたいと思います。

○堀越委員 ありがとうございました。

よろしくお願ひいたします。

○永岡委員長 次に、吉田統彦君。

○吉田(統)委員 立憲民主党の吉田統彦でござります。

十五分しかありませんので、大臣、質問に入らせていただきます。

まず最初に、大臣、オンラインサロンについて伺います。

オンラインサロン、大臣はお詳しいと思いますけれども、ウェブやSNSなどを使つた会員制コミュニティですね。この利用者が急速に増えてきてしまつたということだと思つています。ですが、二〇二〇年に、リアルに人に会えないこととして、アーリングオフは原則認められないとしたんだと思います。

生産者にばかり負担をかけるのは、確かにこれは難しいんです、大変だと思います、当然コストもかかりますから。そこで大事になつてくるのは、やはり、消費者が選ぶということ。エシカル消費、非常に重要なことだというふうに認識をしております。

○井上國務大臣 エシカル消費、非常に重要なことだというふうに認識をしております。

特に、議員御指摘のアニマルウエルフエアについて、エシカル消費の一つのメニューであると考えておりますけれども、なかなか具体的な取組につなげられていないというふうに認識しています。

今回の議員の御質問や、また、昨今のアニマルウエルフエアをめぐる状況も踏まえて、啓発資料やエシカル消費特設サイトにおいて取り上げることも含めて、具体的に検討してまいりたいと思います。

○堀越委員 ありがとうございました。

弁護士の松尾裕介氏は、オンラインサロンで月々のお金を払つていると、損をしたくない、利益を得たいと思って、もつとお金を出してしまふ、相手方はそういう心理状態に陥らせることが非常にうまいと、悪質なサロンがはやる原因を分析しています。

また、松尾氏は、オンラインサロンのクーリングオフについて、クーリングオフは一定期間であ

「えんとつ町のパペル」の台本と前売りチケット八十セットを二十三万六千円で購入したと。これを原価以上で販売すれば利益が出て小遣い稼ぎとなり、映画も広まる、うたい文句に乗つたようですが、結局売れなかつた、売ることはなかつたようです。

また、詐欺まがいの被害も出ています。

三月十九日のAbemaTVでは、複数の友人にサロンの入会を勧められた四十代の女性が、サンロンのオーナーから、地球上の善と悪が戦つていて悪が減びる、そうなつたとき、今の金融のシステムが全部破壊されて、順番に貨幣価値が変わつていくなどとして外貨を購入するよう誘導された事例が紹介されています。最初は一万円くらいながらと思って購入したようですが、その後、オーナーから何度もあおられて、最終的に五十万円に膨れ上がつてしまつたそうです。しかし、外貨の価値は一度も上がりず、泣き寝入りをしている

「えんとつ町のパペル」の台本と前売りチケット八十セットを二十三万六千円で購入したと。これを原価以上で販売すれば利益が出て小遣い稼ぎとなり、映画も広まる、うたい文句に乗つたようですが、結局売れなかつた、売ることはなかつたようです。

また、詐欺まがいの被害も出ています。

三月十九日のAbemaTVでは、複数の友人にサロンの入会を勧められた四十代の女性が、サンロンのオーナーから、地球上の善と悪が戦つていて悪が減びる、そうなつたとき、今の金融のシステムが全部破壊されて、順番に貨幣価値が変わつていくなどとして外貨を購入するよう誘導された事例が紹介されています。最初は一万円くらいながらと思って購入したようですが、その後、オーナーから何度もあおられて、最終的に五十万円に膨れ上がりてしまつたそうです。しかし、外貨の価値は一度も上がりず、泣き寝入りをしている

れば無条件で解約できる制度、もう大臣よく御存じだと思います、しかし、オンラインサロンは通じたけれども、その中で今既にすごく問題がたくさん出ている。そして、これから更に問題は増えます。

政府として、このオンラインサロンのこうした問題に対して対策を講じていくべきだと考えますが、大臣、いかがでしょう。

○井上國務大臣 オンラインサロンにつきましては、近年のデジタル化あるいはコロナ禍の中で大変人気を博しているというふうに認識をしています。

ただ、他方で、オンラインサロンをめぐつて、サロン参加者などから、サロン主催者や他のサロン参加者からいわゆるマルチ商法への参加や情報商材の購入などを勧められトラブルになつたといた消費生活相談、二〇一六年より年々増えており、二〇二〇年度に入つて、少なくとも百六十件と急増するなど、消費者トラブルの増加を懸念しております。

トラブルの中には、例えば、特定商取引法で規制される連鎖販売取引等に該当し、法令に違反する事実が認められた場合には、法と証拠に基づいて迅速かつ厳正に対処してまいります。ほかにも、特商法等による行政処分とは別に、消費者安全法に基づいて、これまでも様々な手口について機動的に注意喚起を行つてきました。

○吉田(統)委員 大臣、ちょっと悠長な感じを受けます。

○吉田(統)委員 大臣の物腰がちょっと悠長に、

落ち着いた物腰が悠長に見えたから。大臣も、でも、一緒にお食事させていただいたり、ずっと昔から知つていますが、ちょっと、大臣になつて大

れば無条件で解約できる制度、もう大臣よく御存じだと思います、しかし、オンラインサロンは通じたけれども、その中で今既にすごく問題がたくさん出ている。そして、これから更に問題は増えます。

政府として、このオンラインサロンのこうした問題に対して対策を講じていくべきだと考えますが、大臣、いかがでしょう。

○井上國務大臣 オンラインサロンにつきましては、近年のデジタル化あるいはコロナ禍の中で大変人気を博しているというふうに認識をしています。

ただ、他方で、オンラインサロンをめぐつて、

サロン参加者などから、サロン主催者や他のサ

ンロンのオーナーから、地球上の善と悪が戦つていて悪が減びる、そうなつたとき、今の金融のシステムが全部破壊されて、順番に貨幣価値が変わつていくなどとして外貨を購入するよう誘導された事例が紹介されています。最初は一万円くらいながらと思って購入したようですが、その後、オーナーから何度もあおられて、最終的に五十万円に膨れ上がりてしまつたそうです。しかし、外貨の価値は一度も上がりず、泣き寝入りをしている

私は、それはレクでさんざん言つたんですよ。今までの取組で今これだけ問題が起つてているんだから、そしてデジタル法をやつたんだから、今後何をやるかとということをしつかりおっしゃつてほししいと。

さつきの、関連、皆さんとやつていくじゃなく

て、もう少し、例えば、クーリングオフの制度に

関してもオンラインサロンの事例も含めていく

たことでこういう問題がまだ起こつてゐるわけだ、というか、どんどん増えているから、答弁の

結果、私は、レクのときにも、今までやつてきたことでこういう問題がまだ起こつてゐるわけだ、というか、どんどん増えているから、答弁の

結果、私は、レクのときにも、今までやつて

いたことでこういう問題がまだ起こつてゐるわけだ、というか、どんどん増えているから、答弁の

結果、私は、レクのときにも、今までやつて

いたけれども、その中で今既にすごく問題がたくさん出ている。そして、これから更に問題は増えます。

政府として、このオンラインサロンのこうした問題に対して対策を講じていくべきだと考えますが、大臣、いかがでしょう。

○井上國務大臣 オンラインサロンにつきましては、近年のデジタル化あるいはコロナ禍の中で大変人気を博しているというふうに認識をしています。

ただ、他方で、オンラインサロンをめぐつて、

サロン参加者などから、サロン主催者や他のサ

ンロンのオーナーから、地球上の善と悪が戦つていて悪が減びる、そうなつたとき、今の金融のシステムが全部破壊されて、順番に貨幣価値が変わつていくなどとして外貨を購入するよう誘導された事例が紹介されています。最初は一万円くらいながらと思って購入したようですが、その後、オーナーから何度もあおられて、最終的に五十万円に膨れ上がりてしまつたそうです。しかし、外貨の価値は一度も上がりず、泣き寝入りをしている

私は、それはレクでさんざん言つたんですよ。今までの取組で今これだけ問題が起つてているんだから、そしてデジタル法をやつたんだから、今後何をやるかとということをしつかりおっしゃつてほししいと。

さつきの、関連、皆さんとやつていくじゃなく

て、もう少し、例えば、クーリングオフの制度に

関してもオンラインサロンの事例も含めていく

たことでこういう問題がまだ起こつてゐるわけだ、というか、どんどん増えているから、答弁の

結果、私は、レクのときにも、今までやつてきたことでこういう問題がまだ起こつてゐるわけだ、というか、どんどん増えているから、答弁の

結果、私は、レクのときにも、今までやつて

いたけれども、その中で今既にすごく問題がたくさん出ている。そして、これから更に問題は増えます。

政府として、このオンラインサロンのこうした問題に対して対策を講じていくべきだと考えますが、大臣、いかがでしょう。

○吉田(統)委員 大臣、ちょっと悠長な感じを受けます。

○吉田(統)委員 大臣の物腰がちょっと悠長に、落ち着いた物腰が悠長に見えたから。大臣も、でも、一緒にお食事させていただいたり、ずっと昔から知つていますが、ちょっと、大臣になつて大

ただけれども、その中で今既にすごく問題がたくさん出ている。そして、これから更に問題は増えます。

政府として、このオンラインサロンのこうした問題に対して対策を講じていくべきだと考えますが、大臣、いかがでしょう。

○吉田(統)委員 大臣の物腰がちょっと悠長に、

てきたなど、多分、相當大変なんだろうなという印象をちょっと受けております。

大臣、じゃ、ちょっとカラコンの話をしましょう。

大臣、コンタクトレンズ、お詳しいですね。

カラコンの特に通販などなんですけれども、コンタクトレンズ、もう积迦に説法ですが、ペースメーカーと同様に、高度管理医療機器クラスⅢです。平成二十一年の十一月四日に施行された薬事法改正によつて、視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズも、視力補正用コンタクトレンズと同じように、高度管理医療機器として薬事法の規制対象になつていますね。つまり、その製造、輸入に当たつては厚生労働大臣の承認、販売に当たつては都道府県知事の販売業の許可、販売管理者の設置が義務づけられています。

ただ、このカラーコンタクトに関しては、制度、局長通知など出でていますよね。例えば、平成二十九年九月二十六日の医薬・生活衛生局長名の通知の中で、平成二十六年度の厚生労働科学研究、カラーコンタクトレンズの規格適合性に関する調査研究における、学校現場でのコンタクトレンズ使用状況調査データの二次解析の報告では、眼障害の危険因子として、不適切なケアや長時間又は交換期間を超えた装用等が考えられるとともに、インターネット及び通信販売を利用した購入者に眼障害が多いことが指摘されていると言わわれているわけです。局長もそういう通知を出してます。

そもそも、高度管理医療機器クラスⅢに相当するコンタクトレンズが、通販や、医師の適切な診察なしで販売されている状況は大変危険ですし、私も、救急外来とかで、コンタクトレンズで失明寸前になつた若い方の診察、これはもう一度や二度じゃないですよ。

こういった中で、やはり、特にカラーコンタクトは、医療機器メーカーも通販にかじを切つていまますし、ディスカウントストアが非常に安い値段で売つたり、学生などに人気のある人気の女性タ

レントがプロデュースする製品など、すごいたくさん流通しているので、こういった状況で、大臣として、消費者、特に若年層の消費者保護の観点から、こういった状況をどのようにお考えになりますか。

○井上国務大臣 御承知のように、カラーコンタクトレンズの取扱い自体は厚生労働省の所管といふことであります。その上で、消費者庁等が運営する事故情報データバンクにおいても、通販で購入されたカラーコンタクトレンズに関する消費者事故が登録されていることは把握をしておりま

す。こうした状況も踏まえて、過去、国民生活センターにおいて、カラーコンタクトレンズを使用する場合には必ず眼科医の処方に従うことなどを消費者に注意喚起をしております。

今後も、事故情報の状況などを引き続き注視し、必要に応じ、所管の厚生労働省などとも連携をして、消費者への注意喚起など、必要な対応を行つてまいります。

○吉田(統)委員 大臣、そうやつてしまつかりお答えは、もう若い方というのは医療機器だと思つていいみたいだいてるんですけど、ただ、実態として、眼障害の危険因子として、不適切なケアや長時間又は交換期間を超えた装用等が考えられるとともに、インターネット及び通信販売を利用した購入者に眼障害が多いことが指摘されていると言わわれているわけです。局長もそういう通知を出してます。

そもそも、高度管理医療機器クラスⅢに相当するコンタクトレンズが、通販や、医師の適切な診

察なしで販売されている状況は大変危険ですし、私も、救急外来とかで、コンタクトレンズで失明寸前になつた若い方の診察、これはもう一度や二度じゃないですよ。

そういった中で、これだけ厚生労働省が局長通知したりして、まだこういう問題が蔓延してます。どういった中で、ある意味、消費者庁側からも

してます。

は今まで、大臣、いろいろな消費者に対する啓発、喚起していただいていると思うんですけれども、大丈夫だと思います。私は厚生労働大臣、厚生労働省との一緒に対応が必要だと思うんですが、例えれば、大臣のお考えで、まあこれで、例えば、通販もそうだし、

デイスカウントストアでの販売もそうですが、何かも、眼科の医師に受診したとか、受診証明だとか、あと処方箋だとか、そういった何らかちゃんと受診をして経過観察を受けているというものがないと、結局これは、どう喚起しても、買いたい人はそれで買っちゃうので駄目だと思うんです。

が、大臣、この点、どう思われますか。

○井上国務大臣 個的には、議員おっしゃるよ

うな趣旨、賛同したいというふうに思いますけれども、そのことについても、やはり、厚生労働省所管ですから、そういう意味では、厚生労働省の方で適切に対応してもらいたいと思います。

○吉田(統)委員 大臣、個人としては、本当に、御賛同いただけるということでお變れやすいんですけど、是非、ただ、繰り返しになりますが、これはユーモアがすごく多いわけですよね。もう厚生労働省の手だけでは無理だと思うんですよ。

ですから、この後、時間がもうないんですけれ

ども、健康食品とかの話もそうなんですが、非常

に、厚生労働と消費者庁がまたがる問題というの

はむちやくちや多いんです。その最たるものの一

つがこの問題だと思うんです。ですから、大臣

は、厚生労働省としつかりとお話ををしていただく上で、消費者の立場から、必要なら必要だとい

う、個人としては必要だとお考えになつていると

いうすばらしい答弁をいただきましたので、消費

者庁側から一度、このコンタクトレンズの問題に

関しては、厚生労働省ともう一度しつかりとお話

をしていただきたいと思います。

○吉田(統)委員 続きをまたやりたいと思いま

す。

せんよね、処方箋ないし指示書なんというものは、だから、やはりこれは、逆に、本当に消費者通販でクリックするともう買えてしまう。医師の処方箋とかそういうものは基本的に必要とされますが、是れでも、ディスカウントストアとかいろいろなところで買う方が本当に多いわけですよ。でも、健康新品とかの話もそうなんですが、非常に多くの問題だと思つてます。

○永岡委員長 井上国務大臣、時間でござりますので、手短くよろしくお願ひいたします。

○井上国務大臣 はい。

例えば、個人の感想ですといったような広告がありませけれども、これは行政処分の対象からされるものではないというふうに考えておりますの

で、そういう意味では、厳正に対処して、しっかりと、消費者が誤解を生じないように、そして、消費者の利益を保護するために取り組んでまいります。

○吉田(統)委員 続きをまたやりたいと思いま

す。

ありがとうございました。

そういう中で、これまで厚生労働省が局長通知したりして、まだこういう問題が蔓延してます。どういった中で、ある意味、消費者庁側からもしてます。

時間がもうすぐ来ますので、では簡単に申し上げます。

○永岡委員長 次に、内閣提出、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に

関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聽取いたします。井上国務大臣。

井上国務大臣

ただいま議題となりました取引デジタルプラットフォームを利用する消費

者の利益の保護に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○井上国務大臣 ただいま議題となりました取引デジタルプラットフォームを利用する消費の利益の保護に関する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

情報通信技術の進展に伴い国民の消費生活にとって重要な基盤となつてゐる取引デジタルプラットフォームにおいて、危険商品が流通したり、販売業者等が特定できず紛争解決が困難となるなどの問題が発生していきます。こうした状況に鑑み、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保し、もつて取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護する必要があります。このことは、ひいては取引デジタルプラットフォームの信頼性を向上させ、その健全な発展に寄与するものであります。

そこで、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取組の推進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定めるため、この法律案を提出した次第です。

第一次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、取引デジタルプラットフォーム提供者は、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するための措置を講ずるよう努めることとしています。また、内閣総理大臣は、これらの

措置の適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めることとしています。

第二に、内閣総理大臣は、特定不能の販売業者等により商品の安全性の判断に資する事項などの重要事項について著しい虚偽表示が認められるなどの要件を満たす場合に、取引デジタルプラット

フォーム提供者に対し、販売業者等による取引デジタルプラットフォームの利用の停止などを

免責することとしています。

第三に、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者は、通信販売に係る販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権を行使する場合に限り、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該情報の開示を請求することができます。

第四に、内閣総理大臣は、国の関係行政機関、

午後零時十三分散会

ては、委員長に御一任いただきたいと存じます  
が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一 当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像

面に表示される手続に従つて当該電子計算機

を用いて送信することによって、販売業者等

に對し、通信販売に係る売買契約又は役務を

有償で提供する契約（以下「役務提供契約」

といふ）の申込みの意思表示を行なうことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機の政令で定める方法により販売業者等の通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方となるべき消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

三 この法律において「取引デジタルプラット

フォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提

供する者をいう。

四 この法律において「販売業者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

5 この法律において「特定商取引」

とは、特定の提供の事業を行なう者（自らが提

供する取引デジタルプラットフォームを利用し

て商品若しくは特定権利（特定商取引に関する

法律第一条第四項に規定する特定権利をいう。

6 この法律において「取引デジタルプラット

フォーム」とは、特定デジタルプラット

フォームの透明性及び公正性の向上に関する法

律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、當

○永岡委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を

聽取ることとし、その日時、人選等につきまし

た。

○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

〔定義〕

第二条 この法律において「取引デジタルプラッ

トフォーム」とは、特定デジタルプラット

フォームの透明性及び公正性の向上に関する法

律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、當

第三条 取引デジタルプラットフォーム提供者の努力

義務（取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する取引デジタルプラットフォ

ムを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引について、して行わるべきは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置を講ずること。

二 当該取引デジタルプラットフォームにより提供される場における販売業者等による商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示に関し当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者から苦情の申出を受けた場合において、当該苦情に係る事情の調査その他の当該表示の適正を確保するため必要と認める措置を講すること。

三 当該取引デジタルプラットフォームを利用して販売業者等に対し、必要に応じて、その所在に関する情報その他の販売業者等の特定に資する情報の提供を求ること。

2 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者に對し、前項の規定に基づき当該取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の概要及び実施の状況その他の内閣府令で定める事項を開示するものとする。

3 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォーム提供者が行う前二項の措置に関して、そその適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請)

第四条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームにより提供される場における商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の

表示が次の各号に掲げる要件のいづれにも該当する場合において、当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該取引デジタルプラットフォーム提供者の当該商品若しくは当該特定権利の販売又は当該役務の提供に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとることを要請することができる。

一 商品の安全性の判断に資する事項その他の商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要な事項として内閣府令で定めるものについて、著しく事実に相違する表示であると認められること。又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させる表示であると認められること。

二 前号の表示をした販売業者等が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により、同号の表示をした販売業者等によって当該表示が是正されることを期待しきれども

内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとった場合において、当該措置により販売業者等に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(販売業者等情報の開示請求)

第五条 取引デジタルプラットフォームを利用して行われる消費者は、当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権(金銭の支払を目的とし、かつ、その額が内閣府令で定める額を超えるものに限る。)等に係る要請

もの(以下この項及び次項において「販売業者等情報」という。)の確認を必要とする場合に限り、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、内閣府令により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会(以下「官民協議会」という。)を組織するものとする。

2 官民協議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他の官民協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

#### (官民協議会の事務等)

第七条 官民協議会は、前条第一項の目的を達成するため、必要な情報を交換し、及び取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組に関する協議を行うとともに、内閣総理大臣に対し取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する施策に關し意見を述べるものとする。

2 官民協議会の構成員(次項において単に「構成員」という。)は、前項の協議の結果に基づき取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のために必要な取組を行ふものとする。

3 官民協議会は、第一項の規定による情報の交換及び協議を行い、若しくは同項の意見を述べるために必要なと認めるとおり、又は構成員が行う取引デジタルプラットフォームを利用する消费者の利益の保護のための取組に關し他の構成員から要請があつた場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるとき

によるものでないと思料するときは、当該請求に係る販売業者等と連絡することができない場合を除き、開示するかどうかについて当該販売業者等の意見を聽かなければならない。

#### (官民協議会)

第六条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームを利用する消费者的利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うため、内閣総理大臣、國の関係行政機關、取引デジタルプラッ

トフォーム提供者を構成員とする団体、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体及び消費者団体により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会(以下「官民協議会」という。)を組織するものとする。

トフォーム官民協議会(以下「官民協議会」という。)を組織するものとする。

2 官民協議会は、必要があると認めるときは、官民協議会の事務に從事する者又は官民協議会の事務に從事していた者は、官民協議会の事務に從事する者その他の官民協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

(官民協議会の事務等)

トフォーム提携者を構成員とする団体、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体及び消費者団体により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会(以下「官民協議会」という。)を組織するものとする。

2 官民協議会は、必要があると認めるときは、官民協議会の事務に從事する者又は官民協議会の事務に從事していた者は、官民協議会の事務に從事する者その他の官民協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(官民協議会の定める事項)

第九条 前三条に定めるもののほか、官民協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、官民協議会が定める。

(内閣総理大臣に対する申出)

第十条 何人も、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならぬ。

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(第三条第三項及び第四項、第六条第一項並びに第七条第一項の規定によるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(内閣府令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則)

第十四条 第八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(経過措置)

第二条 第五条の規定は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が当該取引デジタルプラットフォームを利用して行う通信販売に係る

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条の規定は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が当該取引デジタル

る売買契約又は役務提供契約であつて、この法律の施行の日以後に販売業者等との間で締結するものについて適用する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(一部改正二十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和三年法律第二号)の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者(同法第二条第三項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること。

理由

情報通信技術の進展に伴い取引デジタルプラットフォームが国民の消費生活にとって重要な基盤となっていることに鑑み、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保するため、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取組の促進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年四月二十日印刷

令和三年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P